

## 愛媛県立中央病院整備運営事業 実施方針に関する質問回答

平成18年6月12日から6月23日までに受付けた、「愛媛県立中央病院整備運営事業 実施方針」に関する質問への回答を整理して記述してあります。なお、回答は現時点での考え方を示したものです。

N o	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
001	001	第1	1	(2)	—	—	—	「病院施設及びその附帯施設」とありますが、附帯施設の具体的な内容について、ご教示ください。	実施方針第1.1.(7)⑤建築概要に記載の立体駐車場や医師公舎を指しますが、現在、整備計画の詳細を検討・整理しており、若干の修正等が想定されます。入札公告時までに、施設に関する要求水準書(案)を公表しますので、ご参照下さい。
002	001	第1	1	(3)	—	—	—	将来的に、本施設の管理者に付きまして、指定管理者制度、地方独立行政法人化等導入のお考えなどありましたらお知らせできる範囲でお教えください。	将来における地方独立行政法人化等については、現時点では予定していません。
003	001	第1	1	(4)	—	—	—	建蔽率・容積率を算出する際の基準面積はいつ公表される予定ですか。	入札公告時までに示す予定です。
004	001	第1	1	(7)	①	ア	—	病床数 一般病床800床……と記述されていますが、県として、県立病院全体の将来にわたるお考え及び計画など民間事業者公表できる範囲でお教えください。また、実施方針でも副院長先生がご発言されておりました、病床の将来的なダウンサイジングについての見通し(時期・規模・他県立病院との関係など)についてお知らせできる範囲でお教えください。	県立中央病院の将来にわたる考え及び計画などについては、平成18年5月26日に公表した実施方針、建替えの基本的な考え方などによりご理解ください。その他の4県立病院については、ホームページ上に、第二次愛媛県立病院財政健全化計画書を公開しておりますのでご覧ください。なお、県立北宇和病院については平成17年度末で県立病院として廃止し、鬼北町へ移譲を行っています。病床の将来的なダウンサイジングの見通しについては、松山市及び松山圏域の将来推計人口は2015年をピークに減少するものの、高齢化の進展により入院患者数はその後も増加すると想定しており、PFI事業期間中にダウンサイジングする可能性は低いと想定しています。他県立病院との関係では、二次保健医療圏である松山圏域にある県立病院は県立中央病院のみであり、他の県立病院との関係で病床数が変動する可能性は低いと考えられます。
005	001	第1	1	(7)	①	ア	—	「※ただし、結核病床について……変更の可能性はある。」と記述されていますが、方針決定の時期についてお教えください。	平成19年4月頃に決定する予定です。入札公告後相当期間経過後の方針決定となるため、事業者が提案内容を立案しやすいよう、病室等の構造設備に関する注意点は、入札公告時までに、施設に関する要求水準書(案)の中でお示ししていきます。
006	001	第1	1	(7)	①	ア	—	「結核病床については、愛媛県地域保健医療計画の基準病床数の見直しに伴い変更の可能性はある」とありますが、同数値が確定する時期をご教示ください。	(質問No.005参照)
007	001	第1	1	(7)	①	ア	—	結核病床に関する基準病床数の変更は入札公告時までに明確になるとの理解で宜しいでしょうか。	(質問No.005参照)
008	002	第1	1	(7)	①	イ	—	診療科24科の内訳に、外科が重複記載されています。診療科数及び診療科内訳についてご教示ください。	公表資料を再度ご確認ください。
009	002	第1	1	(7)	②		—	新病院の所属部署ごとの予定職員数をご教示いただけますでしょうか。	新病院の職種別職員数は現時点ではお示できませんが、現状とほぼ同規模になると考えています。現状については、公表している「建替えの基本的考え方」21頁をご覧ください。
010	002	第1	1	(7)	②	ア	—	ユニット制の採用に伴いそうでない場合と比較し、施設整備面、運営面でいかなる相違が考えられますでしょうか。	関連する診療科が連携をとって診療にあたることとができることともに、患者や職員の動線にも配慮されたものと考えています。

N o	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
011	002	第1	1	(7)	②	ア	—	臓器別・疾病断別に「適切に対応し・・・ユニット制を採用する」と記述されていますが、院内組織はどのように構成されるのか教えてください。	入札公告時までにお示しする予定です。
012	002	第1	1	(7)	②	ア	—	[チーム医療体制を充実させるために、ユニット制を採用する]とありますが、チーム医療とユニット制の違いを説明してください。	関係する専門職のスタッフが連携し診療にあたるチーム医療の提供は、中央病院の理念(実施方針別紙2参照)を実現するために必要不可欠なものであり、関連する診療科のユニット制は、そのチーム医療を推進するための一つの方策であると考えています。
013	002	第1	1	(7)	②	エ	—	個室的多床室の考え方に関して、ICU等特殊な病室を除き、全ての病室脇に窓がある構造と解釈してよろしいでしょうか。	入札公告時まで、施設に関する要求水準書(案)を公表しますので、ご参照下さい。
014	002	第1	1	(7)	②	エ	—	アメニティの充実を図るとあるが、具体的な内容は、p28 別紙5 (3)に記載されている内容になりますか？	ご理解のとおりですが、実施方針に記載する内容以外にも効果的な提案を期待します。詳細については入札公告時まで、施設に関する要求水準書(案)を公表しますので、ご参照下さい。
015	002	第1	1	(7)	②	オ	—	屋上ヘリポートは、航空法に準じた航空施設整備か、場外離着陸施設か、いずれかをご教授ください。	現時点では、場外離着陸施設を想定していますが、詳細は、入札公告時まで、施設に関する要求水準書(案)を公表しますので、ご参照下さい。
016	002	第1	1	(7)	②	オ	—	災害基幹拠点病院として、「ライフラインの確保」、「備蓄の充実」とありますが、想定している災害時稼働割合および稼働時間等をご教示ください。	今後、施設に関する要求水準書(案)の中でお示しいたします。 なお、災害基幹拠点病院の基本的な考え方については、愛媛県地域防災計画をご参照下さい。(震災対策編2-9-4医療救護体制の確保、風水害等対策編2-13-3後方医療機関:県のHPから参照できます。)
017	002	第1	1	(7)	②	カ	—	「地域医療水準の向上等・・・」では、民間事業者に求められる事項は、基幹病院としての機能の充実であり、医療関係者の教育と研修による地域の医療水準の向上、県立病院のセンター機能の推進は県が行なうと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
018	002	第1	1	(7)	②	キ	—	将来への準備では、「将来の医療の変化への対応を可能とする。」と記述されたいますが、将来の医療への変化についての見解は県より示されるものと考えてよろしいですか。事業者は県より示される変化について施設整備、運営等に対応策を提案すると考えてよろしいでしょうか。	特に見解を示す予定はありません。医療制度・医療技術革新による変化、患者ニーズの変化に柔軟に対応できることを意図しています。将来を見越した高いフレキシビリティを確保する提案を期待します。  (参考例) 負荷変動・設備の更新対応、情報設備の充実への対応、改修時の運用に極力影響を与えない配管等の経路、医療機器の増設用の予備室確保、4床室を個室に改修可能な柱スパンなど。
019	002	第1	1	(7)	②	キ	—	「将来の建替えスペースを考慮した建物配置」とありますが、本事業の建替え期間中(平成20年4月から平成26年3月までの予定)に新設・改修される施設以外に建替えのご計画がございましたら、ご教示願います。	現時点ではありません。
020	002	第1	1	(7)	③	—	—	「※救命救急センター及び周産期センター棟については、(中略)両センター棟は他の用途に活用」とありますが、改修後の具体的な用途で病棟以外の想定がございましたら、ご教示いただけませんかでしょうか。	詳細は、入札公告時まで、施設に関する要求水準書(案)を公表しますので、ご参照下さい。
021	002	第1	1	(7)	③	—	—	救命救急センターおよび周産期センター棟の新しい用途は公告時までにお示し頂けるのでしょうか。	(質問No.020参照)
022	002	第1	1	(7)	③	—	—	医師公舎は、建替え対象となりますが、建替え期間中の仮公舎の調達や引越し業務は本事業から外れると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

N o	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
023	002	第1	1	(7)	④	—	—	14頁にも記載されていますが、(3)想定される本事業に固有のリスクはSPCのみならず、県民の皆様には支障をきたす可能性があると考えますが、一方で医療機能の確保は県民の皆様が望んでることであると理解いたします。要求水準書の施設整備編が公表されておらず、詳細を把握できませんが、他県立病院や近隣の医療機関との連携による規模縮小や、一部機能の一時休止、病床数の一時削減等、のお考えはございますか。ある場合、具体的なお考えをお教えください。	外来患者数や病床利用率の実績を踏まえると、県立中央病院に対する県民の皆様への期待は大きいものがあると考えられます。一時的にせよ医療機能を縮小することはその期待に背くことになるおそれがあるため、ご質問のようなことは考えておりません。
024	003	第1	1	(7)	⑤	—	—	「建築概要」の一覧表では、1号館(新本館)、2号館(現救命救急センター棟)及び3号館(現周産期センター棟)の合計病床数が823床となっております。現救命救急センター棟及び周産期母子医療センター棟は、機能のみを1号館(新本館)に集約し、引き続き病棟として使用されることのお考えでしょうか。	詳細は、入札公告時までに、施設に関する要求水準書(案)を公表しますので、ご参照下さい。
025	003	第1	1	(7)	⑤	—	—	現救命救急センターの機能及び現周産期センターの機能については、1号館・新本院へ全面移設(集約)されるという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 詳細については、入札公告時までに、施設に関する要求水準書(案)を公表しますので、ご参照下さい。
026	003	第1	1	(7)	⑤	—	—	2号館及び3号館の用途・機能についてご教示下さい。	(質問No.020参照)
027	003	第1	1	(7)	⑤	—	—	改修施設である2号館、3号館の大規模修繕・改修工事の有無、時期や内容をご提示ください。	入札公告時までにお示しする予定です。
028	003	第1	1	(7)	⑤	—	—	改修施設である2号館、3号館の既存図面及び確認申請図書のご提示をお願いします。	入札公告時にお示しする予定です。
029	003	第1	1	(7)	⑤	—	※	4号館は整備済みとありますが、既存の維持管理・運営業者に対する委託を終了させ、平成24年8月から新たにPFI事業に切り替えるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
030	003	第1	1	(7)	⑤	—	—	4号館は整備済みであり、PFI事業者は平成24年8月から平成44年3月31日までの維持管理・運営を行うとのことですが、PFI事業者が維持管理・運営を開始するまでに提案時の状態と異なった場合、県・事業者にて調査等を行い、提案内容の変更協議は可能と理解してよろしいでしょうか。	施設の状態が提案時から大幅に異なる場合に限り、協議を行うことを考えています。
031	003	第1	1	(7)	⑤	—	—	・表外※印の記載についてですが、4号館についてはどの業務が事業範囲に含まれるのでしょうか？ ・また、4号館の図面及び施設内の機器を含めた什器・備品の類の資料も公開されるとの理解で宜しいのでしょうか。	4号館については、平成18年2月に完成した施設であり、施設整備業務として工事を行っていたことは想定していませんが、新本院等、本事業において整備される施設との一体的な運営を考慮した場合において、4号館の一部工事を行う必要性が生じた場合については、県と事業者で協議させていただきます。なお、具体的な事業範囲については、各業務の要求水準書をご参照下さい。  4号館の図面については、入札公告時にお示しする予定ですが、4号館の施設内の機器を含めた什器・備品の資料の公表については、現在、検討中です。
032	003	第1	1	(7)	⑤	—	—	建築概要 4号館(PET-CTセンター、職員宿舎)は新設(整備済み)と記載されておりますが、新本院などとの情報の整備、サイン、患者誘導等必要と考えますが、施設整備事業の範囲を再確認させていただきます。	(質問No.031参照)
033	003	第1	1	(7)	⑤	—	—	医師公舎、院内保育所の規模・仕様等についてご教示ください。	入札公告時までに、施設に関する要求水準書(案)を公表しますので、ご参照下さい。

N o	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
034	003	第1	1	(7)	⑤	—	—	医師公舎に院内保育所が新設されますが、院内保育所の運営は、PFIの業務範囲に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
035	003	第1	1	(7)	⑤	—	—	建築概要表および別紙3ステップ8に記載された地下駐車場は、躯体も含め新設と考えてよろしいでしょうか。	躯体については、新設ではなく既存施設を補強し、活用することを考えています。 詳細は、入札公告時までに、施設に関する要求水準書(案)を公表しますので、ご参照下さい。
036	003	第1	1	(8)	—	—	—	所謂電子カルテ／統合病院情報システムの類に関し、その整備、保守管理、運営等の業務は特定事業に含まれないと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。本事業範囲となるシステムは、事業者が所有する各部門システムのみを想定しています。
037	003	第1	1	(8)	—	—	—	施設の新設・改修に伴う機器等の各種移行・引越し業務は本事業に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
038	003	第1	1	(8)	①	イ	—	統括マネジメント業務における「病院経営支援業務」については、業務プロセスの最適化が主要内容であると想定していますが、より具体的な内容および責任について、ご教示ください。	病院経営支援業務については、業務プロセスの最適化の他にも、事業者の業務範囲外となる部分も含め、病院の健全経営実現ために必要な支援を想定しています。現時点では、病院の求める資料の作成等、事業者において可能な範囲での支援業務を想定していますが、詳細は、入札公告時までに、統括マネジメント業務に関する要求水準書(案)を公表しますので、ご参照下さい。
039	003	第1	1	(8)	①	イ	—	「イ 病院経営支援業務」については、貴院の経営に関して、一定額の収益等を事業者が保証をするものではないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
040	003	第1	1	(8)	①	イ	—	「病院経営支援業務」とは、具体的にどのような業務を想定されていますか？	(質問No.038参照)
041	003	第1	1	(8)	① ⑤	イ	—	病院経営支援業務、および便利施設運営業務の計画立案のため、以下に挙げるような資料があれば公表願います。 ・新病院の想定職員数(県側) ・新病院の事業収支計画 ・既存病院の決算書 ・既存病院の診療科別の収支状況 ・既存売店、レストラン等の収支状況	新病院の想定職員数については質問No.009をご参照下さい。  新病院の事業収支計画や既存病院の決算書など提示できるものは入札公告時までにお示しする方向で検討を進めています。  既存売店、レストラン等の収支状況の公表については、県の直営ではないので公表する予定はありません。
042	003	第1	1	(8)	①	ウ	—	「開院準備支援業務」とは、具体的にどのような業務を想定されていますか？	事業契約締結後、本事業が円滑かつ確実に供用開始し、安定的な維持管理・運営を進めることができるよう、病院側との必要な調整等の業務を想定しています。 詳細は、入札公告時までに統括マネジメント業務に関する要求水準書(案)を公表しますので、ご参照下さい。
043	003	第1	1	(8)	②	—	—	便利施設の運営をテナント方式にした場合、設備・備品等もテナント負担とすることで、事業者リスクを軽減できる場合もあると考えますが、便利施設の設備・備品等も全て本事業に含まれるのでしょうか。	テナント方式による提案の場合、お考えのとおり設備・備品等をテナント負担とする方式も可能です。 サービス対価に含まれず、独立採算でまかなう設備・備品等の費用の負担方法(事業者リスクの軽減方法)については、事業者の提案事項と考えています。

N o	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
044	003	第1	1	(8)	②	ア	—	「事前調査」とは具体的にどのような業務を想定されていますか？	本事業を確実に履行するために事前に行う必要がある調査を行っていただくものであり、基本的には具体内容は事業者にてご判断ください。ただし、県として事前調査について特に留意する事項等がある場合については、施設に関する要求水準書(案)でお示しいたします。
045	003	第1	1	(8)	②	ア	—	事前調査および関連業務とは、具体的にはどのような内容でしょうか。施設整備計画の提案において必要事項で、かつ今後の要求水準の公表に含まれないため、事業者決定後に必要な調査内容があると考えて宜しいでしょうか。	「事前調査及び関連業務」の内容については、質問No.044をご参照下さい。入札公告時までに公表します施設に関する要求水準書(案)等の公表資料をご参照の上、事業者のご判断に基づき、事業契約締結後に必要となる事前調査及び関連業務を実施していただくこととなります。
046	003	第1	1	(8)	②	ウ	—	解体を要する既存施設の解体業務を行うことになっておりますが、アスベストやPCBの状況を提示してください。	入札公告時までにお示しする予定です。
047	003	第1	1	(8)	②	オ	—	「周辺影響調査」が必要な範囲については、事業者が任意に設定してよろしいでしょうか。	本事業を確実に履行するために事前に行う必要がある調査を行っていただくものであり、基本的には具体内容は事業者にてご判断ください。ただし、県として周辺影響調査について特に留意する事項等がある場合については、施設に関する要求水準書(案)でお示しいたします。
048	003	第1	1	(8)	②	オ、カ	—	周辺影響調査、対策業務に関して、新病院建物が及ぼす日影や井水水位変動に伴う対応は含まれると考えて宜しいでしょうか。	ご指摘の日影等については、事業者にて十分に考慮していただいた上で業務を実施していただくことを求めます。費用については、質問No.049をご参照下さい。
049	003	第1	1	(8)	②	オ、カ	—	周辺影響調査、電波対策調査に関しては、必要となる対策の概要は今後の要求水準の公表に含まれると考えて宜しいでしょうか。その上で、本項の調査および対策は、事業者決定後に実施すべき内容と考えて宜しいでしょうか。また対策業務には、補償費用が必要になった場合、業務に含まれないと考えて宜しいでしょうか。	必要となる対策業務については、事業者において周辺影響調査及び電波障害調査を行っていただいた上で、本事業を確実に履行するために必要な対策業務を行っていただくものです。入札公告時までに、施設に関する要求水準書(案)を公表しますので、そちらをはじめとした各種公表資料をご参照いただいた上で、事業契約締結後、事業者にて実施していただくこととなります。なお、工法に関する瑕疵等、明らかに事業者の責に帰すべき事由以外に起因する補償費用の負担は本事業の範囲外と考えています。別紙4. リスク分担表(案)No.16、17についてもあわせてご参照下さい。
050	003	第1	1	(8)	②	カ	—	「電波障害調査」が必要な範囲については、事業者が任意に設定してよろしいでしょうか。	本事業を確実に履行するために必要な電波障害調査を行っていただくものであり、基本的には具体内容は事業者にてご判断ください。ただし、県として電波障害調査について特に留意する事項等がある場合については、施設に関する要求水準書(案)でお示しいたします。
051	003	第1	1	(8)	③	—	—	継続利用医療機器・一般備品がある場合、その該当機器・備品の移動・据付は県の業務所掌となるの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
052	003	第1	1	(8)	③	—	—	継続利用機器・一般備品がある場合、その該当機器・備品のメンテナンス及び事故リスク等は、県の業務所掌／負担となるの理解で宜しいでしょうか？	入札公告までに整理した上で、お示しいたします。

N o	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
053	003	第1	1	(8)	③	ア	—	医療機器の調達業務ですが、開院が約6年後であり、医療機器の陳腐化が想定されます。この場合、提案時の医療機器のスペックでの調達を進めるのか、その時期の先生等の意向により最新の医療機器に変更するのか、またその場合の金額の変更方法等について現時点でのお考えをお示し下さい。	陳腐化リスクに対応できる仕組みを現在検討中です。詳細につきましては、入札公告時までに、調達関連業務に関する要求水準書(案)でお示しいたします。
054	003	第1	1	(8)	③	ア	—	初期調達分以外のもは、将来必要となった時点で、県の負担で調達されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
055	003	第1	1	(8)	③	ア	—	医療機器(初期調達分)の調達方法は、事業者側において借り入れ又はリース等を選択してよろしいでしょうか?	入札公告時までに、調達関連業務に関する要求水準書(案)でお示しいたします。
056	003	第1	1	(8)	③	ア	—	調達関連業務として医療機器の初期調達分のみが対象になっていますが、事業期間中に更新の必要性が出た場合、県側がその都度調達し、費用を負担するというお考えなのでしょうか?	(質問No.054参照)
057	003	第1	1	(8)	③	ア	—	実施方針説明会において、施設整備に併せて整備するものに限定とのご説明でしたが、リストはいつ公表して頂けるのでしょうか。	入札公告時までにお示しする予定です。
058	003	第1	1	(8)	③	ア、エ	—	医療機器及び一般備品の調達は(初期調達分)と記載されておりますが、更新はPFI事業範囲外との認識でよろしいでしょうか?	(質問No.054参照)
059	003	第1	1	(8)	③	ア、エ	—	医療機器及び一般備品の調達は(初期調達分)と記載されておりますが、メンテナンスについてはPFI事業範囲との認識でよろしいでしょうか?また、その場合、初期調達した機器に関する20年分のメンテナンス費用がサービス対価に含まれるのでしょうか、それとも初期調達した機器の耐用年数分の費用が含まれるのでしょうか?	入札公告時までに整理した上で、お示しいたします。
060	003	第1	1	(8)	③	ア、エ	—	医療機器・一般備品に関し、既存病院からの継続利用の可能性はありますか?継続利用機器がある場合、募集要項に当該機器・備品リストを提示頂けますでしょうか?	既存病院から継続利用する医療機器・一般備品はあります。なお、当該機器・備品リスト等の公表については検討いたします。
061	003	第1	1	(8)	③	イ	—	診療材料等の調達に関し、提案(応札)時に今後20年間分の費用をお示しする必要がありますか?	20年間分の費用を提案していただくことを考えていますが、長期にわたるため、当該提案費用に係るサービス対価の見直しについては、柔軟な対応が必要と認識しています。詳細については、入札公告時までにお示しいたします。
062	003	第1	1	(8)	③	イ、ウ	—	調達関連業務について、診療材料・医薬品等の契約は県と契約した事業者が仕入先選定などの権限を一任されるのか、別の方法を取られるのかが不明のため教えて下さい。	調達方法については、事業者に委ねることを想定しています。詳細については、入札公告時までにしてお示しいたします。
063	003	第1	1	(8)	③	イ、ウ	—	診療材料等及び医薬品の調達は、20年間の維持管理・運営期間中も継続するものと考えてよろしいでしょうか。	医薬品の調達も含め、質問No.061をご参照下さい。
064	003	第1	1	(8)	③	ウ	—	調達関連業務に医薬品とありますが、来院想定患者数が予測と大きく異なる結果となった場合、患者予測数の違いに起因する医薬品購入費の変動については柔軟な対応をさせていただけるのでしょうか。	患者数の増減に起因する医薬品購入費の変動については、柔軟な対応を考えています。詳細については、入札公告時までにお示しいたします。
065	003	第1	1	(8)	③	ウ	—	医薬品の調達に関し、提案(応札)時に今後20年間分の費用をお示しする必要がありますか?	(質問No.061参照)

N o	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
066	003	第1	1	(8)	③	工	—	初期調達分以外のものは、将来必要となった時点で、県の負担で調達されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
067	003	第1	1	(8)	③	工	—	調達関連業務として一般備品の初期調達分のみが対象になっていますが、事業期間中に更新する必要性が出た場合、県側がその都度調達し、費用を負担するというお考えなのでしょうか？	(質問No.066参照)
068	003	第1	1	(8)	③	工	—	一般備品(初期調達分)の調達方法は、事業者側にておいて借入れ又はリース等を選択してよろしいでしょうか？	(質問No.055参照)
069	003	第1	1	(8)	④		—	1号館(新本院)及び新医師公舎への引越業務は業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	現時点では、ご理解のとおりと考えています。なお、事業者においても、必要な協力等は行っていたことを考えています。
070	004	第1	1	(8)	④	ア	(イ)	入院患者等への食事の提供について、病院施設内に給食施設を整備し、食事(給食)を提供するのでしょうか。また、病院施設内に給食施設を整備する場合には、セントラル方式とするのか、各フロア等に設置する方式とするのか、いずれをお考えかご教示ください。	病院施設内にセントラル方式で給食施設を整備します。
071	004	第1	1	(8)	④	ア	(イ)	院内で給食・食事を調理・提供する場合、調理施設についてはどのような基準に基づいて構築することを想定しているのでしょうか。(例:HACCP)	お考えのHACCPのほか、必要な施設基準等を要求水準としてお示しすることを考えています。入札公告時までに、施設に関する要求水準書(案)を公表しますので、ご参照下さい。
072	004	第1	1	(8)	④	ア	(ウ)	「医療機器の管理・保守点検業務」は20年間行うとの理解でよろしいでしょうか。例えば、20年以前に耐用年数あるいは技術の陳腐化、病院側の使用者の意向等により生じる機器の変更等に対する考え方について現時点でのお考えをお示し下さい。	(質問No.059参照)
073	004	第1	1	(8)	④	工	(イ)	事業期間中の「施設メンテナンス業務」には、大規模修繕や更新は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の大規模修繕や更新が、本事業の業務範囲としている計画修繕(計画修繕のうち、建築・設備の主な部位・機器で、更新時期が15年未満となるような更新業務等)に含まれない場合、本事業の業務範囲外となります。施設維持管理業務に関する質問回答もあわせてご参照下さい。
074	004	第1	1	(8)	⑤	—	—	利便施設運営業務に関しては、事業者(SPC)から第三者に委託するとの理解で宜しいでしょうか？	第三者への委託など事業者に対して運営の自由度を持たせることを考えています。詳細は、入札公告時にお示しいたします。
075	004	第1	1	(8)	⑤	—	—	マーケットリスクは事業者負担となりますが、当事業を運営する際の最小コストに関しては県で保証して頂けますでしょうか？	最小コストの詳細が不明ですが、県において特段保証を行うことは考えていません。ただし、メニュー料金等の各種料金や業務内容自体の見直し等については、柔軟な対応をとることを考えています。
076	004	第1	1	(10)	—	—	—	地元企業の育成や地域経済の振興に配慮するとありますが、具体的に条件、制約等を設定されるのでしょうか。	過度な条件や制約等を設けることは考えていませんが、県として想定・期待する内容を明記することは考えています。詳細は、入札公告時にお示しいたします。
077	004	第1	1	(10)	—	—	—	地元企業の育成や地域経済の振興に配慮とされていますが、具体的にどの業務にどのような形で配慮すべきかのお考えはお示し頂けますでしょうか。	(質問No.076参照)
078	004	第1	1	(10)	—	—	—	「地元企業の育成・地域経済の振興への配慮」とありますが、県として対象として想定している業種・購入品等があれば、ご教示ください。	(質問No.076参照)

N o	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
079	004	第1	1	(10)	—	—	—	「地域経済の振興」とは、具体的には応募者・応募者等に地元企業が入っていることが望ましいとの意味でしょうか。	(質問No.076参照)
080	004	第1	1	(11)	—	—	—	対象施設はBTO、改修施設はROとのことですが、BTOの対象施設は5ページの表の「新設」と表示された全ての施設との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、新設施設はBTO方式で実施することを考えています。なお、施設整備については、入札公告時まで、施設に関する要求水準書(案)を公表しますので、ご参照下さい。
081	004	第1	1	(11)	—	—	—	改修施設の事業方式はRO方式とありますが、RO方式は所有権移転業務が発生しない方式であると思われます。既設躯体・仕上げおよび改修部分の所有権の移転の考え方についてご提示ください。	RO方式では所有権は民間に移転しません。
082	004	第1	1	(11)	—	—	—	不動産取得税は課税されないという理解で宜しいでしょうか。	BTO施設部分の発注者であるPFI事業者が当該施設を原取得し、未使用のまま6ヶ月以内に引渡しを行うことで、PFI事業者への課税はなされないと想定しております。この点については、現時点で確認中となっているため、確認が取れた後に再度一定の見解を示す予定です。
083	004	第1	1	(11)	—	—	—	事業者の資金調達に関し、PFIの導入可能性調査時には建設費は県の起債9割、事業者の資金調達1割で試算されていた旨を一部の新聞報道で聞き及んでいますが、現在の計画においても同様のレベルであるという理解でよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時にお示ししますが、民間資金の活用はプロジェクトファイナンスとして調達していただき、金融機関による事業監視機能等が効果的に働き、本事業の長期安定性確保に寄与することを求めています。
084	004	第1	1	(11)	—	—	—	「事業者がPFI法に基づき資金の一部を自ら調達して」とありますが、一部とはどのような範囲を想定されていますでしょうか。例えば施設・設備整備費のうち医療機器等の調達にかかる部分といった想定はございましょうか。	(質問No.083参照)
085	004	第1	1	(12)	—	—	—	維持管理・運営期間は平成24年8月からとありますが、2号館・3号館、新医師公舎の管理運営開始期間は供用開始後と考えてよろしいでしょうか。	2号館・3号館及び新医師公舎については、各施設の供用開始から当該施設の維持管理・運営が本事業の業務範囲として行われます。
086	004	第1	1	(12)	—	—	—	維持管理・運営期間開始が平成24年8月となっていますが、現状から事業者へ維持管理・運営業務が全て切り替わることを想定しているのでしょうか。現状と事業者の運営との並行期間をお考えならば、その期間とその間のサービス対価についてご教示下さい。	現時点では、平成24年8月から維持管理・運営業務が必要な施設においては、全てPFI事業に切り替わることを想定しており、当該業務に伴うサービス対価の支払いを考えています。詳細については、入札公告時までにお示しします。
087	005	第1	1	(13)	—	—	—	工事期間、供用開始時期の間には特に準備期間を設けておりませんが、竣工後、開院迄に準備期間は想定されていないのでしょうか。	工事期間内に機器の搬入や準備期間を含めて想定しています。
088	005	第1	1	(13)	—	—	—	1号館(新本院)を例にとって質問します。工事期間(予定)は平成24年7月、供用開始(予定)が平成24年8月とありますが、これは単に機器の搬入にとどまらず、運営準備期間(運営企業のトレーニング等)を含めた工事期間が平成24年7月ということなのでしょうか。	ご理解のとおりです。
089	005	第1	1	(13)	—	—	—	新立体駐車場の管理運営は、平成24年以前はPFI事業範囲に含まないものとされていますが、当該管理運営に必要となる設備機器の設置も、PFI事業の範囲外となる認識でよろしいでしょうか。事業者は、管理運営が事業者の業務内となる平成24年以降の管理体制に合わせて施設整備を行いますので、仮に、設備機器の設置がPFI事業の範囲内となると、平成24年以前に管理運営を受託する会社と仕様が異なる恐れがあります。	必要となる整備機器の設置についても、PFI事業範囲とすることを考えています。その場合、ご指摘のとおりPFI事業としての維持管理・運営開始後の事業者の管理体制に合わせた施設整備を行っていただくこととなりますが、設置される設備機器については、汎用性の高いものとするを求める予定です。詳細については、入札公告時までにお示しします。

N o	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
090	005	第1	1	(13)	—	—	—	健康増進センターの解体と新立体駐車場1の新設を優先することが必要条件であるとの理解で宜しいでしょうか。	本事業の円滑かつ確実な整備を実現するためには、健康増進センターの解体や新立体駐車場1の新設は全体工程において先行して行われるべき業務と考えています。 なお、現在、整備対象施設の詳細についてさらなる検討を進めています。工程等については、入札公告時までには、施設に関する要求水準書(案)等の公表において再度お示しする予定ですので、ご参照下さい。
091	005	第1	1	(13)	—	—	—	改修予定の建物(2号館・3号館)に関しては、県が所有権を持った状態での改修、つまり事業者側で不動産取得税の負担は発生しないとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
092	005	第1	1	(13)	—	—	—	施設形状、面積、配置、建替え手順については、別紙3はあくまでも参考であり、最終的には民間の提案にゆだねられると考えてよろしいでしょうか？	入札公告時までには、施設に関する要求水準書(案)を公表しますので、ご参照下さい。 なお、別紙3に記載の内容から、さらに検討を行った施設配置や建替え手順等を要求水準としてお示しする予定です。 事業者におかれましても、当該要求水準及び現地建替えに伴う安全性確保等の観点から十分な検討を行った上で、より良い提案を行っていただくようお願いいたします。
093	005	第1	1	(13)	—	—	—	「※新立体駐車場1に関して、1号館の供用開始までの期間における管理運営は、PFI事業範囲には含まないものとする。」とありますが、供用開始までは県が運営し、供用開始日にすみやかにSPCもしくは再委託業者に運営を引き継ぐということでしょうか。	お考えの「再委託業者」が当該業務をPFI事業として実施した際に業務にあたる者という理解のもとで、ご理解のとおりです。
094	005	第1	2	(1)	②	—	—	公共負担リスクの低減とありますが、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」という考えに則ってリスク分担をして頂くようお願い致します。	そのような考えに則り、リスク分担を検討しています。
095	005	第1	2	(2)	①	—	—	コスト算出による定量的評価とありますが、提案上の上限価格、乃至予定価格を募集要項で公表する予定ですか？	現在、検討中です。
096	005	第1	2	(3)	—	—	—	特定事業の選定に関し、「コスト算出による定量的評価」とありますが、事業提案における上限価格は公表されるのでしょうか。	(質問No.095参照)
097	005	第1	2	(3)	—	—	—	特定事業の選定に際しまして、PSCは公表していただけるのでしょうか。	特定事業選定時において、PSCを公表する予定はありません。
098	005	第1	2	(3)	—	—	—	特定事業選定に際し、VFMの詳細な算定根拠／PSCも公表されるのでしょうか。	VFM算定の内容等については、必要な範囲に関して特定事業選定時にお示しすることを考えています。 質問No.097もあわせてご参照下さい。
099	006	第2	1	(1)	②	—	—	事業者求められる資質は……病院経営に対する適切な助言を行なうことである。と記述されていますが、本件民間事業者の受託する業務範囲と医療そのものを提供する県との間で、民間事業者に求められる医療経営に対する適切な助言とは、どこまでの範囲を示されているのか、具体的例示等お上げください。また、将来、地方独立法人化や指定管理人制度等の導入の可能性や、有無等合わせてお教えください。	病院の健全経営実現のために必要となる資料等であって、病院と協業する事業者にて対応可能な内容の作成・提示等を考えています。なお、事業者による助言が病院において採用されなかったことをもって、要求水準の未達とすることは考えていません。 詳細については、入札公告時までには、統括マネジメント業務に関する要求水準書(案)を公表しますので、ご参照下さい。 後段については、質問No.002をご参照下さい。
100	006	第2	1	(3)	—	—	—	「①一般競争入札参加資格確認(応募者等の能力確認)」とありますが、資格確認書類の提出のみを予定されていますか？それとも、提案書類も求められますでしょうか？	現時点では、事業者の負担も考慮した上で、必要な提案を行っていただくことを考えています。詳細は、入札公告時にお示しいたします。

N o	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
101	006	第2	1	(3)	①	—	—	「特別目的会社を設立し」との表現がありますが、これは代表会社が特別目的会社に出資するという意味も含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	006	第2	1	(3)	①	—	—	「株式会社としての特別目的会社」とありますが、商法上の大会社である等、何らかの要件はありますか。	特別目的会社であるSPCに求める条件として、会社法第2条6号の要件を満たす大会社である必要はありませんが、最低資本金等に対する規定の詳細については、入札公告時にお示しいたします。
103	006	第2	1	(3)	①	—	—	「本事業を実施するために必要なマネジメント能力を有しているか」といった確認を実績面等を踏まえて行う」とありますが、具体的にはどのような実績が必要であるとお考えでしょうか。	必要なマネジメント能力に関しては、現時点では、多岐にわたる専門業務からなるPFI事業範囲全体を効果的にマネジメントし、県に責任を持って質の高いサービスを一体的に提供できる能力を求めていることを考えています。事業者が当該能力を有しており、本事業でも十分に発揮できる旨を確認するための根拠の一つとして、同種・類似の実績をご提示いただくことがあるものと考えています。また、同種・類似の判断は、自らの提案内容に従って、事業者にてご判断いただくことを考えています。詳細については、入札公告時まで、統括マネジメント業務に関する要求水準書(案)を公表しますので、ご参照下さい。
104	006	第2	1	(3)	①	—	—	代表企業のマネジメント能力の確認を、実績面等を踏まえて行うとありますが、「実績」とはどのような実績が求められるのでしょうか。	質問No.103をご参照下さい。 県が求める統括マネジメント業務の確実な履行が期待できることを確認するために有効な実績等の提示をお願いします。  なお、統括マネジメント業務については、あくまで県の事業契約の相手方となるSPCが行う業務となります。 代表企業にはSPCを設立し、事業期間にわたり当該SPCが統括マネジメント業務を確実に履行していくために必要な組織体制・人材・資金等を確保・機能させ続ける役割を主導的に担うことをもって、本事業を主導的に実施していただくことを求めます。  以上の役割を代表企業が確実に履行できることを確認するために、代表企業のマネジメント能力を確認するということをご理解下さい。
105	006	第2	1	(3)	①	—	—	SPCを株式会社で設立することとありますが、会社機関・資本金等設立される株式会社に条件や制限はございますか。	(質問No.102及び116参照)
106	006	第2	1	(3)	①	—	—	一般競争入札参加資格確認では、代表企業だけではなくマネジメント・サポート企業も含めたSPCのマネジメント体制について評価されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	006	第2	1	(3)	①	—	—	参加資格確認において、代表企業のマネジメント能力を書面でも確認されるとの事ですが、記載要領ならびに様式や確認における客観的審査基準書も入札公告時(或いは後)に予め公表されるのでしょうか。貴県及び貴病院のご期待に即した提案が可能になるよう、ぜひとも公表されることを希望致します。	記載要領や様式等については現在検討を進めています。詳細については、入札公告時にお示しいたします。
108	006	第2	1	(3)	①	—	—	「本事業を実施するために必要なマネジメント能力を有しているか」といった確認を実績面等を踏まえて行う」とありますが、具体的な確認基準をお示しください。	(質問No.103及び104参照)
109	006	第2	1	(3)	①	—	—	「書面によるほか、ヒアリングを通じて行う予定」とありますが、具体的な確認方法をお示しください。	(質問No.103及び104参照)

N o	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
110	006	第2	1	(3)	①	—	—	ヒアリングに関して、どのような形式を想定されていますか？個人の能力の審査ではなく、組織としての能力の審査との理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおり、組織（一株式会社としてのSPCの明確な基本方針、事業計画及び業務体制等）としての能力の評価が重要であると考えています。ただし、担当される個人の能力を軽視することを意味するものではありません。詳細については、入札公告時にお示しいたします。
111	006	第2	1	(3)	①	—	—	ヒアリング実施にあたり、評価基準を明示して頂けますでしょうか？	入札公告時にお示しする予定です。
112	006	第2	1	(3)	①	—	—	資格審査の結果は、二次の総合評価に累積されますか？	資格審査はあくまで入札参加資格の確認のために行うものであり、総合評価への累積は考えていません。
113	006	第2	1	(3)	②	—	—	総合評価基準(提案内容等の審査基準)を具体的にお願いします。	入札公告時にお示しいたします。
114	006	第2	1	(3)	②	—	—	(1)「提案内容を総合的に評価する」とありますが、具体的な評価方法(審査基準、配点、評価点の算定方法等)について、ご教えてください。 (2)「地元企業の育成や地域経済への振興」に関する事項も評価項目として設定されるのでしょうか。	(1)(2)ともに、入札公告時にお示しいたします。
115	006	第2	1	(3)	②	—	—	評価項目・配点に関し、入札公告で明示して頂けますか？	入札公告時にお示しいたします。
116	007	第2	2	(1)	—	—	—	SPCへの出資に関し、出資構成や出資比率等に関する規定はあるのでしょうか。ある場合はその内容について、ご教えてください。	代表企業がSPCの総議決権の過半数を取得することが必要と想定しています。詳細については、入札公告時にお示しいたします。 なお、質問No.102もあわせてご参照下さい。
117	007	第2	2	(1)	—	—	—	SPCへの出資に関し、「それ以外の協力企業は原則として出資できない」とありますが、それ以外の企業が出資可能となるのはどのようなケースでしょうか？	SPCには協力企業を統括マネジメントする機能を期待していることから、マネジメントする側とされる側に資本関係がある場合、利益相反の発生が懸念されます。 ご指摘のケースは、上記懸念事項が生じない旨を県側で明確に確認できる提案がなされた場合に限り、出資可能と判断することを考えています。
118	007	第2	2	(1)	—	—	—	入札参加グループのマネジメント・サポート企業に当たる者はSPCに対して出資できるとありますが、入札参加グループ内のSPCに対する出資比率について特に規定されていないとの理解でよろしいですか。	(質問No.116参照)
119	007	第2	2	(1)	—	—	—	応募者等のSPCへの出資額、出資割合等の条件はありますでしょうか。	(質問No.116参照)
120	007	第2	2	(1)	—	—	—	それ以外の協力企業は原則として出資できないものとすると思いますが、いかなる理由によるのでしょうか。本件のような大規模事業におけるSPCのエクイティホルダーの数に制限が設けられすと、民間企業の負担が大きくなります。	(質問No.117参照)
121	007	第2	2	(1)	—	—	—	「・・・、それ以外の協力企業は原則として出資できないものとする。」とあるが、それ以外の協力企業が出資できない(事業者として積極的に事業参画できない?)理由を教示頂きたい。また「原則」とはどのようなケースを指すのか?、応募者の定義を明確にして頂きたい。	質問No.117をご参照下さい。 なお、応募者の定義については、実施方針第2.2に記載のとおり、代表企業のほかSPCへ出資する企業となります。
122	007	第2	2	(1)	—	—	—	SPCへの出資は、マネジメント・サポート企業及び設計・施工企業以外の協力企業は原則不可能となっているようですが、その理由をご教えてください。また、マネジメント・サポート企業及び設計・施工企業以外の協力企業は原則として出資できないとありますが、出資が認められるのはどのようなケースでしょうか？	(質問No.117参照)

N o	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
123	007	第2	2	(1)	—	—	—	設計・施工協力企業以外の協力企業は原則出資できない理由についてご教示下さい。	(質問No.117参照)
124	007	第2	2	(1)	—	—	—	「それ以外の協力企業は、原則として出資できないものとする。」とありますが、株式会社としてのSPCは、譲渡制限会社と理解してよろしいでしょうか。	譲渡制限会社とすることは差し支えありませんが、それを義務付けるものではありません。なお、SPCの株式の譲渡等に関する必要な規定は、入札公告時に事業契約書(案)等にてお示しする予定です。
125	007	第2	2	(1)	—	—	—	議決権を持たない優先株については、その他の協力企業や投資家による出資をお認め頂けないでしょうか。	実施方針にお示しするとおりとします。質問No.117もあわせてご参照下さい。
126	007	第2	2	(1)	—	—	—	入札説明書の説明会において、代表企業がSPCに出資することが必須である旨説明がりましたが、本項の表現では代表企業が出資すべきか不明確ですので、入札説明書においては明確にいただけますか？	実施方針6ページ第21(3)①では「…特別目的会社を設立し、本事業を主導して実施しようとする企業(以下「代表企業」という)」と記述されており、これは代表企業が出資を行うことが必要であるという意味です。質問No.101もあわせてご参照下さい。
127	007	第2	2	(1)	①	—	—	代表企業は「統括マネジメント業務を主導的に行う企業」との位置づけですが、具体的な資格要件はあるのでしょうか。	現時点においては明示的な資格ではなく、実質的な能力を基準としたいと考えており、詳細については、入札公告時にお示しいたします。なお、質問No.103及び104もあわせてご参照下さい。
128	007	第2	2	(1)	①	—	—	代表企業は1社でなければならないのでしょうか。複数の企業が代表企業となることは可能でしょうか。	代表企業は1社としてください。
129	007	第2	2	(1)	①	—	—	「統括マネジメント業務を”主導的”に行う」の定義または判断基準をご教示ください。	(質問No.127参照)
130	007	第2	2	(1)	①～③	—	—	弊社は、③協力企業の位置づけと認識していますが、相違ないでしょうか？	現時点で県として個別の企業の位置付けを判断することはできません。
131	007	第2	2	(1)	②	—	—	「マネジメントサポート業務」を具体的にご定義ください。	現時点では、質問No.103に記載する統括マネジメント業務を行うために、事業者に必要な機能を提供する企業が行う業務と考えています。入札公告時までに、統括マネジメント業務に関する要求水準書(案)を公表しますので、ご参照下さい。
132	007	第2	2	(1)	②	—	—	マネジメント・サポート企業の設置は応募者の任意とされておりますが、マネジメント・サポート企業を設置するか否かのみをもって提案評価に影響はないと考えてよろしいでしょうか？マネジメント・サポート企業を設置したほうが評価が上がる(または下がる)ということがあるのでしょうか？	マネジメント・サポート企業の有無のみをもって評価に優劣を付けることは考えていません。ただし、マネジメント・サポート企業が必要となり得ることを想定していますので、当該企業をおかない場合には、それでも十分に統括マネジメント機能を発揮することができるよう県側で確認できる提案を行っていただくようお願いします。
133	007	第2	2	(1)	②	—	—	「マネジメントサポート業務」については、具体的にはどのような内容を想定しているか、また、マネジメントサポート企業にどのようなことを期待されるかについて、ご教示ください。	(質問No.131参照)
134	007	第2	2	(1)	②	—	—	マネジメントサポート業務を提供する契約形態(SPCとマネジメントサポート企業の間で締結される)としては、人員をSPCに派遣する出向協定や人材派遣契約、あるいは、特定業務を委託する業務委託契約など、想定される契約形態があればお示しください。	現時点では、特に契約形態について制限を設ける予定はありません。事業者において、マネジメント・サポート業務を受けるために必要な契約形態をご提案下さい。
135	007	第2	2	(1)	②	—	—	政令8業務である院内清掃を行う維持管理企業はマネジメントサポート企業に含まれますか。	マネジメント・サポート企業は、ご質問の院内清掃業務も含め、他の業務を行うことは原則としてできません。

N o	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
136	007	第2	2	(1)	②	—	—	マネジメントサポート企業はP8によりますと、当該業務以外を行うことは原則できないとありますが、維持管理等の業務を受託するものはなれないという意味でしょうか。	原則として、維持管理等の業務を受託するものは、マネジメント・サポート企業にはなれません。
137	007	第2	2	(1)	③	—	—	設計施工協力企業がマネジメント・サポート業務を実施することをお認め頂けないでしょうか。	設計施工協力企業が代表企業として統括マネジメント業務を行うことは可能ですが、マネジメント・サポート企業を兼ねることは、原則として、できません。
138	007	第2	2	(1)	③	—	—	「その他の協力企業」とは具体的にどのような企業を指しているのかを教示頂きたい。	維持管理や運営業務をSPCから直接受託して実施する企業を想定しています。
139	007	第2	2	(2)	—	—	—	実施方針に記載の三者(代表企業/マネジメント・サポート企業/設計・施工協力企業)以外の企業に関しては、入札参加資格確認申請時に一切企業名等は記載しないとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりを考えています。
140	007	第2	2	(3)	①	—	—	「応募者等を構成する法人は、いずれも以下の要件を満たすこと」とありますが、いつの時点で、要件を満たすことが求められているのでしょうか。	一般競争入札参加資格確認基準日の時点で満たしていることが必要です。なお、募集及び選定スケジュールについては、実施方針第2.6.1にお示していますが、当該スケジュールはあくまで予定です。確定したスケジュールについては、入札公告時までにお示しいたします。
141	008	第2	2	(3)	①	—	—	マネジメントサポート企業の管理実績等の資格基準はないと考えてよろしいでしょうか。	現時点においては明示的な資格ではなく、実質的な能力を基準としたいと考えております。質問No.103もあわせてご参照下さい。
142	008	第2	2	(3)	①	—	—	建設工事及びこれらに付随する測量、調査又は設計業務を行う者の資格要件として、愛媛県の等級別格付けが求められておりますが、等級はどの等級でもよいという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
143	008	第2	2	(3)	①	—	—	設計施工企業が計画修繕業務を実施する場合には、「建設工事及びこれらに付随する測量、調査又は設計業務を行うもの」に必要な資格要件に加えて、「製造の請負、物件の売買、役務の提供その他を行うもの」に必要な資格要件を満たす必要があるのでしょうか。	この参加資格要件((3)①共通事項)は事業者の応募にあたっての条件を定めたものであり、将来発生する計画修繕を実施する際の設計・施工企業にまで要求する条件ではありません。 しかしながら、計画修繕を行う設計・施工企業は、(3)①共通事項「建設工事及びこれらに付随する測量、調査又は設計業務を行うもの」に必要な資格要件を満たしていることが望ましいと考えています。
144	008	第2	2	(3)	①	—	—	その他の協力企業(維持管理会社)が計画修繕業務(実質的には建設工事)を実施する場合には、「製造の請負、物件の売買、役務の提供その他を行うもの」に必要な資格要件を満たしていれば良く、「建設工事及びこれらに付随する測量、調査又は設計業務を行うもの」に必要な資格要件は必要ないという理解で宜しいでしょうか。	(質問No.143参照)
145	008	第2	2	(3)	①	—	—	24行目に記載のある「製造の請負等に係る指名停止措置要綱(平成12年2月23日施行)」は、愛媛県の告示でしょうか。	愛媛県の要綱ですが、告示はしていません。
146	008	第2	2	(3)	①	—	—	応募者等のうち、代表企業(統括マネジメント業務を主導的に行う企業)及びマネジメントサポート企業(「マネジメントサポート業務」という形で提供する企業)は、製造の請負、物件の売買、役務の提供その他(建設工事及びこれらに付随する測量、調査又は設計の業務を除く。)を行おうとするものに該当し、したがって、両者の企業ともに、本案件に係る参加資格確認基準日において、製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱(平成8年2月愛媛県告示第192号)第2条に規定する競争入札に参加する資格を有すると認められた業者であらねばならない、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 したがって、設計・工事又は工事監理の業務を行おうとする代表企業は、製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱(平成8年2月愛媛県告示第192号)第2条に規定する競争入札に参加する資格、及び愛媛県建設工事請負業者選定要領(昭和39年7月愛媛県告示第607号)第2条に規定する等級別格付けの両方を有している必要があります。

N o	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
147	008	第2	2	(3)	①	—	—	統括マネジメント業務は「製造の請負等に係る競争入札参加資格」に記述のある「役務の提供」にあてはまりますか？ 代表企業として統括マネジメント業務を主導的に行う企業で、設計・施工業務を行わない企業は、平成18年度及び平成19年度の「製造の請負等に係る競争入札参加資格」を所有していなければならないとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。 なお、質問No.146をご参照下さい。
148	008	第2	2	(3)	②	—	—	各業務を「複数の企業で実施する場合には、全ての者が要件を満たす必要がある」とありますが、1社が要件を満たしていれば、その他の企業の要件を緩和していただくことができないでしょうか？（例えば、設計業務の要件に関し、一般病床500床以上を250床以上に緩和、共同企業体の構成員であれば出資比率は問わないなど）	実施方針にお示しするとおりとします。
149	008	第2	2	(3)	②	—	—	「各企業は以下に示す要件をそれぞれ満たすこと」とありますが、いつの時点で、要件を満たすことが求められているのでしょうか。	実施方針第2.2.(6)に示す一般競争入札参加資格確認基準日をご参照下さい。なお、同第2.6.に示す募集及び選定スケジュールについては、あくまで予定であり、詳細は入札公告時までにお示しいたします。
150	007	第2	2	(3)	②	ア	—	代表企業は統括マネジメント業務、設計業務、工事業務、工事監理業務以外の業務を実施することは出来ないのでしょうか。	代表企業がご指摘の業務以外の業務(運營業務等)を行うことは可能です。  「○代表企業は、統括マネジメント業務を～工事業務と工事監理業務を兼ねて行うことはできないものとする」との規定は、代表企業が設計業務、工事業務、工事監理業務を行う場合、当該業務には個別に資格要件を設けているため、代表企業であっても、それらを満足する必要があるということを明確にするという主旨の規定であり、その他の個別業務を代表企業が行うことを妨げるものではありません。
151	008	第2	2	(3)	②	ア	—	代表企業は、工事業務と工事監理業務を兼ねて行うことはできないものとするがありますが、運營業務もできないという解釈でよろしいでしょうか。またこの場合、代表企業と出資関係にある子会社なども含めてできないという解釈でよろしいでしょうか。	工事業務と工事監理業務については、業務の性質上、兼務できないという考えから、その旨を規定しています。 代表企業が運營業務も行うことは可能です。ただし、代表企業においては、統括マネジメント業務を主導して行っていただくことを求めています。運營業務を行う企業が、SPCではなくとも当該代表企業と出資関係にある子会社である場合、やはりSPCが履行する統括マネジメント業務が確実に機能するか、利益相反の面から懸念せざるを得ません。 代表企業の子会社による運營業務の実施は可能ではありますが、上記のような懸念が生じないと確認できる提案を求めることを考えています。 質問No.104及び150もあわせてご参照下さい。
152	008	第2	2	(3)	②	ア	—	「設計業務、工事業務、工事監理業務の実施を担うことができ、」とは、当該業務を担う能力があり、という意味でしょうか、それとも当該業務を担うことも可能であり、という意味でしょうか。	当該業務を担うことも可能という意味です。担う場合には、該当する資格要件を満足することが必要となります。 質問No.150もあわせてご参照下さい。
153	008	第2	2	(3)	②	ア	—	代表企業は、調達関連業務、運營業務、利便施設運營業務を実施することはできないという理解で宜しいでしょうか。	(質問No.150参照)

N o	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
154	008	第2	2	(3)	②	ア	—	「統括マネジメント業務を行うために必要な機能を提供する能力」の定義または判断基準をご教示ください。	代表企業に求めるマネジメント能力については、質問No.103、104をご参照下さい。 その上で、当該能力を有していることの確認方法については、現時点では、実施方針第2.1.(3)①に記載のとおり、書面やヒアリング等により確認することを予定しています。 詳細は、入札公告時までにお示しいたします。
155	008	第2	2	(3)	②	ア	—	「統括マネジメント業務を行うために必要な機能を提供する能力」とは、具体的にどのような能力を想定されていますか。	(質問No.103及び104参照)
156	008	第2	2	(3)	②	イ	—	代表企業は、統括マネジメント業務を行うほか、設計業務、工事業務、工事監理業務の実施を行うことができるとありますが、代表企業が調達、運営業務の一部を行うことは可能でしょうか。私どもは医療関連業務にこれまで従事していましたが、PFI事業を新しいビジネスチャンスと認識し、積極的に取り組んできた背景があり、代表企業と同時に、調達、運営業務の一部にも取り組んで行く事を検討しております。	ご理解のとおり、代表企業が調達、運営業務を行うことは可能です。  SPCによって統括マネジメント業務が効果的に履行されることが目的であり、その実現に資する企業が代表企業となることを期待しています。従って、当該代表企業になることができる企業の業種を不必要に制限することは考えていません。
157	008	第2	2	(3)	②	イ	—	マネジメント・サポート企業は、「マネジメント・サポート業務以外の業務を行うことは原則としてできないものとする」とありますが、「原則として」とする理由ならびに、実施可能な業務の想定をご教示願います。	マネジメント・サポート企業には、SPCが統括マネジメント業務をより効果的に実施するための「マネジメント・サポート業務」を求めており、そのためには、マネジメントを受ける側の立場を兼ねること(マネジメント・サポート業務以外の業務を行うこと)は極力避けるべきと考えています。そのような利益相反が生じないと県が認める場合には、マネジメント・サポート業務以外の業務を行うことができます。
158	008	第2	2	(3)	②	イ	—	「マネジメントサポート企業」として登録した企業は、代表企業にも協力企業にもなりえない、との理解でよろしいでしょうか。	原則としてご理解のとおりです。
159	008	第2	2	(3)	②	イ	—	代表企業の関係会社は、マネジメント・サポート企業として参加することができるという理解で宜しいでしょうか。	代表企業が個別業務(病院施設等の整備業務や運営業務等)を行わない場合に限り、ご理解のとおりです。 代表企業が当該個別業務を行う場合、マネジメント・サポート企業が当該代表企業の関係会社であることは、個別業務を行う者がマネジメント・サポート企業の関係会社であることを意味するため、利益相反の懸念を考慮し、原則認めないことを考えています。  詳細は、入札公告時まで、統括マネジメント業務に関する要求水準書(案)を公表しますので、ご参照下さい。 また、質問No.103、104、151及び157もあわせてご参照下さい。
160	008	第2	2	(3)	②	イ	—	どのような場合には原則の例外として、マネジメント・サポート企業がマネジメント・サポート業務以外の業務を実施できるかについてご教示下さい。	(質問No.157参照)
161	008	第2	2	(3)	②	イ	—	マネジメント・サポート企業が、マネジメント・サポート業務以外の業務を行える条件をお示し下さい。	(質問No.157参照)
162	008	第2	2	(3)	②	イ	—	代表企業の子会社及び関連会社が協力企業として業務を受託することは可能という認識で宜しいでしょうか。統括マネジメント業務を受託する代表企業との利益相反をご懸念かもしれませんが、利害相反への対応については、提案書の中で記載させて頂きたいと考えております。	代表企業の子会社及び関連会社が協力企業として業務を受託することは可能でありますが、ご指摘のとおり利益相反については懸念すべき事項と認識していますので、是非とも効果的かつ具体的な対応をご提案願います。 質問No.151もあわせてご参照下さい。

N o	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
163	009	第2	2	(3)	②	ウ	—	工事業務に関し、建築工事と設備工事の分離発注を行うことや、それぞれ複数の企業で、設計、工事、工事監理等の業務を実施する場合には、その内の1社が参加資格要件を満たせば良いことにすること等で、地元企業が参画しやすくなると思いますが、いかがでしょうか。	実施方針にお示しするとおりとします。
164	009	第2	2	(3)	②	ウ	—	設計・施工協力企業において、何故業種による制約(大手設計事務所もしくは総合建設会社しか要件に該当しない)を設けているのか教示頂きたい。 単に、建物を建設するだけならば建設会社のマネジメント力(総合請負能力)だけでも有効と考えるが、高度な医療を提供し続ける施設を維持管理(20年間)してゆくためには、優れた専門技術・能力を持った企業も大いに活用すべきだと考える。	本事業を実施する上で、必要な要件として検討した結果です。 なお、当該要件は、SPCから直接個別業務を受託する法人に対してのみ必要とされるものであり、ご指摘の「優れた専門技術・能力を持った企業の活用」を排除しているとは考えていません。
165	009	第2	2	(3)	②	ウ	(ア) (イ) (ウ)	それぞれの項目において、一般病床500床以上と免震構造の建物の要件が記載されていますが、この2つの要件は同時に満たすべき条件であるとの意味でしょうか。	ご理解のとおりです。
166	009	第2	2	(3)	②	ウ	(ア)	「過去10年間」の制限を削除していただけないでしょうか？	実施方針にお示しするとおりとします。
167	009	第2	2	(3)	②	ウ	(ア)	設計業務を担う者が複数企業によるJVを構成する場合、全てのJV構成会社が本項記載の資格要件を満足しなければならない、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	009	第2	2	(3)	②	ウ	(ア)・ (ウ)	設計業務及び工事監理業務の実績でいずれも一般病床500床以上の病院建築とありますが、当該病院建築は国内に限定しておりますか。	国内に限定したものではありません。
169	009	第2	2	(3)	②	ウ	(ア)・ (ウ)	実績として、「一般病床500床以上の病院建築」「免震構造の建物(病院建築に限らない)」とありますが、本事業は、既存施設(耐震構造)建物と新本館(免震構造)建物を、一体的な病院機能を有する必要があり、病院施設にはさまざまな設備配管の接続が免震構造建物と耐震構造建物に存在する可能性が大きいです。このように、病院機能を維持しながら、患者様の動線を確保しながらの工事における参加資格要件には、工事の特殊性による配慮が必要であると考えられますが、「一般病床500床以上の病院建築」「免震構造の建物(病院建築に限らない)」とした理由をお教えください。	本事業を実施する上で、必要な要件として検討した結果です。
170	009	第2	2	(3)	②	ウ	(イ)	工事業務を担う者が複数企業によるJVを構成する場合、全てのJV構成会社が本項記載の資格要件を満足しなければならない、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	009	第2	2	(3)	②	ウ	(イ)	「完成した次の建物の施工をいずれも主契約者として受注した実績を有していること」とありますが、「主契約者」とはJV工事実績の場合、JVスポンサーとしての実績を示しているのでしょうか。 また、「一般病床500床以上の病院建物」「免震構造の建物」の両方の実績を有する必要がありますでしょうか。	主契約者の解釈については、ご理解のとおりです。 また、実績については、両方の実績を有する必要があります。
172	009	第2	2	(3)	②	ウ	(イ)	「工事業務を担う者」を共同企業体(JV)とする場合、(イ)に記載の条件全てを満たすのはJVスポンサーのみでよろしいのでしょうか。あるいはJVサブとして参加する企業も同様に全ての条件を満たす必要があるのでしょうか。	実施方針に示すとおりとします。

N o	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
173	009	第2	2	(3)	②	ウ	(ウ)	工事監理業務を担う者が複数企業によるJVを構成する場合、全てのJV構成会社が本項記載の資格要件を満足しなければならない、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	009	第2	2	(4)	—	—	—	事業契約の締結後の応募者等を構成する法人の変更は可能と認識してよろしいでしょうか。また、構成する法人の変更に伴いプロジェクトの進捗によって代表企業を引き継ぐといったスキームは可能でしょうか。	詳細は、入札公告時までにお示しいたします。なお、現時点では、代表企業の変更は認めないものと考えています。
175	009	第2	2	(4)	—	—	—	「特別の事情がありやむをえないと県が認めた場合」とは具体的にどのような場合を想定されているのでしょうか。	現時点では想定できない、特別な事情を考慮したものであり、具体的にお示しすることはできません。
176	009	第2	2	(4)	—	—	—	応募者等を構成する法人の(代表企業を含むがこれに限らない。)が、県との基本協定締結後、事業契約の締結に至るまでの間に、実施方針7ページ記載の(3)参加資格要件を満たさない事実が発生するなど、応募者等を構成する法人の変更を求めた場合は、本項記載の「特別の事情がありやむをえないと県が認めた場合」に該当するのでしょうか。	10ページ第2.2.(7)及び質問No.175によりご理解下さい。
177	009	第2	2	(4)	—	—	—	応募者等を構成する法人の(代表企業を含むがこれに限らない。)が、県との基本協定を締結するまでの間に実施方針7ページ記載の(3)参加資格要件を満たさない事実が発生した場合は、本項が適用されるのではなく、10ページ記載の(7)参加資格要件の喪失が専ら適用される、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
178	009	第2	2	(5)	①	—	—	応募者等を構成する法人は、他の応募者等を構成することは出来ない。とありますが、地元企業や、既存施設の改修、また、専門の業務においては、対応できる事業者が少ないことから、業務によっては、応募者等を構成する法人は複数の応募者を構成することも出来る事をご検討願えますでしょうか。	実施方針にお示しするとおりとします。なお、応募者等を構成する法人には、協力企業のうち、「その他の協力企業」は含まれませんので、当該協力企業として複数の応募者等に参加することは可能です。
179	009	第2	2	(5)	①	—	—	協力企業は、複数の代表企業と応募者等の構成をすることは、出来ませんか。	ある応募者等を構成する法人が、他の応募者等の協力企業のうち、設計・施工協力企業ではなく「その他の協力企業」として参加することは可能です。
180	009	第2	2	(5)	②	—	—	協力企業内の他部署及び、グループ企業内でそれぞれ別の代表企業と応募者等の構成をすることは、構わないでしょうか。	(質問No.179参照)
181	010	第2	2	(5)	③	—	—	審査委員会委員が属する法人もしくはその関係会社は応募者等を構成することは出来ないとありますが、応募チーム組成にあたり審査委員の公表を早くして頂きませんかと支障が生じます。いつ審査委員を公表して頂けるのでしょうか。	審査委員名は、入札公告時までにお示しいたします。
182	010	第2	2	(6)	—	—	—	「一般競争入札参加資格確認基準日は、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期間の最終日とする」とありますが、これは「平成19年1月31日」という認識で宜しいでしょうか。	募集及び選定スケジュールについては、実施方針第2.6.にお示ししていますが、当該スケジュールはあくまで予定です。確定したスケジュールについては、入札公告時までにお示しいたします。
183	010	第2	2	(6)	—	—	—	一般競争入札参加資格確認申請書の提出期間の最終日とは平成19年1月31日との理解でよろしいでしょうか。	(質問No.182参照)
184	010	第2	2	(7)	—	—	—	参加資格確認期間を、入札日まで、としていただけないでしょうか？	実施方針にお示しするとおりとします。

N o	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
185	010	第2	2	(7)	—	—	—	「ただし、上記に該当する法人が代表企業以外の法人であり、かつ残存法人において協力企業棟の補充を行う等、必要な措置を講じた上で」とありますが、代表企業でない設計・施工協力企業は、「応募者」の一員であっても、変更可能と考えてよろしいでしょうか。	代表企業ではない設計・施工協力企業においては、変更を認める場合はあり得ます。
186	010	第2	2	(7)	—	—	—	基本協定締結後、事業契約締結までの間に、応募者等を構成する法人が参加資格を喪失した場合、当該応募者の参加資格はどのようになるか、ご教示ください。	(質問No.176参照)
187	010	第2	2	(7)	—	—	—	一般競争入札参加資格確認申請書を実際に提出した日から一般競争入札参加資格確認基準日までの間に応募者等を構成する法人が7ページ記載の(3)参加資格要件を満たさない事実が発生した場合は、改めて一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなおすことは可能でしょうか。	可能です。
188	010	第2	2	(7)	—	—	—	「協力企業等を補充した場合」とありますが、ここでいう「協力企業」とは、応募者等を構成する協力企業(=設計・施工協力企業)に限定される、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、質問No.189をご参照下さい。
189	010	第2	2	(7)	—	—	—	「協力企業等を補充した場合」とありますが、ここでいう「協力企業等」にはマネジメントサポート企業も含まれる、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
190	010	第2	2	(7)	—	—	—	マネジメントサポート企業の一が、参加資格要件を喪失した場合、マネジメントサポート企業を設けるか否かは応募者の任意であるとされていることから、残存法人において本事業の円滑かつ確実な履行に支障がないと県が認める限りにおいて、新たにマネジメントサポート企業の補充を行わないことも可能である、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、当初マネジメント・サポート企業が参画している中で、当該企業がいなくとも同等の機能を確保できると県が判断できる相当の提案を期待します。
191	010	第2	4	(1)	—	—	—	「本事業に関する報告等のため、県が必要と認めた場合には、応募提案書類の内容を無償で使用できるものとする」との記載がありますが、応募提案書類の内容のうち、事業者固有のノウハウに関する部分を外部に公表する場合には、事前に応募者にご確認及びご連絡を頂けますでしょうか。	必要に応じて、お考えの対応をとることは必要と考えています。
192	012	第2	6	(1)	—	—	—	現況把握のため、病院側に対するヒアリングの機会を設ける予定は無いのでしょうか。	入札公告時までにお示しいたします。
193	012	第2	6	(1)	—	—	—	(1)各事業プロセスごとの詳細スケジュールについて、ご教示ください。 (2)マネジメントサポート業務に関する要求水準はいつ頃公表されるのか、ご教示ください。	(1)詳細スケジュールは、入札公告時までにお示しいたします。 (2)要求水準書(案)は入札公告時まで公表します。
194	012	第2	6	(1)	—	—	—	参加資格確認申請書・資格確認書類の提出時に、1次提案書の提出は予定されていますか。	(質問No.100参照)
195	012	第2	6	(1)	—	—	—	平成18年7月21日に公表される「実施方針等に関する質問に対する回答」に対し、質問することは可能でしょうか？	お考えの機会を設けることを検討しています。
196	012	第2	6	(1)	—	—	—	平成18年10月の入札公告以前に公表された要求水準書等に関し、質問することは可能でしょうか？	入札公告以前に資料を公表する場合、当該資料に対する質問受付の可否等についてもあわせて公表します。
197	013	第2	6	(2)	③	—	—	「提出された意見は、原則として公表しない。」とありますが、提出意見に対するコメントはいただけないのでしょうか。	ご意見は十分に検討した上で、必要に応じて公表資料に反映します。 別途コメントを行うことは想定していません。

N o	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
198	014	第3	2	(3)	—	—	—	想定されている本事業に固有のリスクはすべて事業者が負担するリスクということでしょうか。	本事業において、特に懸念すべきリスクを明示するという主旨であり、リスク分担については、別紙4. リスク分担表(案)をご参照下さい。  なお、事業者においても、お示ししている固有リスクの発生抑制に資する、効果的な提案を行っていただくことを期待します。
199	014	第3	2	(3)	—	—	—	「想定される本事業に固有のリスク」に関しては、県が負担されるとの理解で宜しいでしょうか？	(質問No.198参照)
200	014	第3	2	(3)	—	—	—	想定される本事業に固有のリスクの負担者についての分担表(案)は入札公告時までに示されると理解してよろしいでしょうか。	(質問No.198参照)
201	014	第3	2	(3)	—	—	—	既存施設の瑕疵リスクについて、既存図面に示されていない建物等の瑕疵についてのリスクは、県と事業者の間の協議とさせていただけますか。	明らかに改修範囲外の既存建物に起因する瑕疵の場合、当該リスクは県の負担と考えています。別紙4. リスク分担表(案)No.52、53をご参照下さい。
202	014	第3	2	(3)	—	—	—	想定される本事業に固有のリスクとして、改修工事の対象となる既存施設の瑕疵リスクや現地建替えに伴う工事期間中の病院機能の維持リスクが明記されている。 事業参画への公平性を期す為に、既存建物の施工業者(公共が新築時に発注した建築、空調、電気、衛生、病院情報システム等の業者)並びに、直近10年間程度の改修工事(建築、空調、電気、衛生、LAN工事等の業者)の施工者を教示頂きたい。	入札公告時までにお示しする方向で検討いたします。
203	014	第3	2	(3)	—	—	—	想定される本事業に固有のリスクとして、「改修工事の対象となる既存施設の瑕疵リスク」と記述されていますが、発注者側で行なわれる既存施設調査はどのようなものですか。また、既存建物には躯体(外壁)の爆裂等見受けられましたが、事業開始前に、発注者側で何らかの処置が行なわれるのでしょうか。	既存施設に対しては、劣化診断調査等を行っており、必要に応じて応募者への情報の提供を考えています。  なお、現時点では、既存施設に対して発注者側で処置を行うことは想定していませんが、病院機能に支障を来すような場合、必要に応じて行うこともあり得ます。
204	014	第3	2	(3)	—	—	—	改修工事の対象となる既存施設の瑕疵リスクは、既存施設の施工者が負担すべきリスクではないでしょうか。加えて、救命救急センター(昭和56年開設)、周産期センター(平成2年開設)ともに既に瑕疵担保期間を経過しており、当該瑕疵の責任はいずれにも存していないものと考えられますがいかがでしょうか。	既存施設の瑕疵については、別紙4.リスク分担表(案)No.52、53をご参照下さい。 質問No.198もあわせてご参照下さい。
205	014	第3	2	(3)	—	—	—	近隣施設への日影影響リスクについては建物所有者の責務であると思われれます。事業者の業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	当該リスクは県の負担と考えていますが、事業者においても日影影響を考慮した提案を期待します。
206	014	第3	2	(3)	—	—	—	新設工事に伴う地下水の近隣地域への影響リスクにつきましては、通常は賠償責任保険の免責事由となっています(当該影響リスクが工事に起因することを立証することが困難であるため)。したがって、当該リスクを事業者負担とすることは事業者側に酷であると考えられますがいかがでしょうか。	当該リスク発生時には、明らかに事業者が行う工事に起因する場合を除き、県が負担するものと考えています。 しかし、事業者においても必要な協力を行っていただく必要があるほか、事前に当該リスク発生を極力避けるような提案を行っていただきたいという趣旨で、記載しています。
207	014	第3	2	(3)	—	—	—	「現地建替えに伴う工事期間中の病院利用者への影響リスク」の病院利用者への影響についてはどのように理解すればよろしいでしょうか。利用者の安全を確保すること、工事中の迂回路の表示・警備員による案内以外にも求められるのであれば具体的にご提示願います。	お考えの方策のほか、騒音・振動抑制等も含め、現地建替えに伴う工事期間中の病院利用者への影響を最小限に抑制することができるよう、事業者の効果的な提案を期待します。

N o	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
208	014	第3	3	(1)	—	—	—	事業の遂行に資金調達が必要な場合でその資金調達をプロジェクトファイナンスで借りた場合、資金を提供する金融機関によるモニタリングは評価の対象となりますでしょうか。	入札公告時に事業者選定基準を示す予定ですので、そちらをご参照下さい。なお、本事業における金融機関によるモニタリングは事業安定性等の確保に極めて重要と考えています。
209	014	第3	3	(2)	—	—	—	事業期間満了時に病院施設等の状況が県の求める性能要件とは、要求水準書で明文化されるものと考えてよろしいでしょうか。また、既存施設改修部分(事業範囲部分)における既存建物の事業範囲外部分(例:躯体等)については、除外されると解釈してよろしいでしょうか。	事業期間満了時に求める性能要件については、入札公告時において可能な限り明文化することを考えています。 なお、既存建物部分(改修対象外の部分)については、事業者による維持管理業務の不備によるものを除き、ご理解のとおりです。
210	014	第3	3	(2)	—	—	—	「事業期間満了時に病院施設等の状態が県の求める性能要件を満たしている状態であることを事業者に求める」とありますが、性能要件を満たしていれば、通常の経年劣化(通常の損傷を含む)の修補を求めるものではない、との理解でよろしいでしょうか。	通常の経年劣化の取扱いも含め、事業期間満了時に求める性能要件の詳細については、入札公告時までにお示しいたします。
211	014	第3	3	(2)	—	—	—	事業期間満了時に県が求める性能要件をご提示ください。	(質問No.209参照)
212	014	第3	3	(2)	—	—	—	「事業期間満了時に病院施設等の状態が県の求める性能要件を満たしている状態であること」とありますが、この“期間満了時に満たすべき性能要件”は、入札公告時に明示されるという理解で宜しいでしょうか。	(質問No.209参照)
213	014	第3	4	—	—	—	—	「初期投資に要する費用のうち地方債を財源とする施設・設備整備費」について、具体的に想定がございましたらご教示ください。	解体を要する既存施設の解体工事費や新設整備する病院施設等の設計費、改修・新設工事費及び医療機器の整備費等を想定しています。
214	014	第3	4	—	—	—	—	変動費に計上される運營業務をご提示ください。	サービス対価の支払方法等については、入札公告時までにお示しいたします。
215	014	第3	4	—	—	—	—	官民勉強会の際にはモニタリングの結果に基づいて、サービス対価が増額・減額されるような事例も示されておりました。本事業においては、事業者のサービス水準が、県の要求水準を満たしていない場合、県は事業者に対する支払額を減額等を行う旨の記載がありますが、サービス水準が要求水準を上回る場合、支払額が増額されるようなことはあるのでしょうか。	(質問No.214参照)
216	014	第3	4	—	—	—	—	サービス対価は利用量や特定の収益額に連動する変動費から構成されるとあります。変動費は事業者のモチベーション向上につながりますが、あくまで事業者(SPC)の経営安定が前提となります。あくまで変動費については、サービス対価とは別に事業者のモチベーション向上に繋がる設定をお願い致します。	ご意見として承ります。
217	014	第3	4	—	—	—	—	サービス対価の支払いにおいて、県から事業者へ支払われる対価は、固定費と変動費によって構成されているとのことですが、それぞれの内訳については県として指定されているのでしょうか。	(質問No.214参照)
218	014	第3	4	—	—	—	—	「・地方債を財源とする施設・整備費・・・」とあるが、地方債の発行額はどの程度を予定しているのか。	起債対象事業費については質問No.213をご参照下さい。
219	014	第3	4	—	—	—	—	「その一定割合が施設・施設整備の進捗に応じて支払われ」となっていますが、一定割合の具体的な水準はいつ決定されるのでしょうか。	サービス対価の支払い方法等については、入札公告時までにお示しいたします。 なお、質問No.083及び213もあわせてご参照下さい。

N o	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
220	014	第3	4	—	—	—	—	「初期投資に要する費用のうち地方債を財源とする施設・設備整備費については、その一定割合が施設・設備整備の進捗に応じて支払われ」とありますが、ここでいう一定割合は入札公告時に示されるのでしょうか。	(質問No.219参照)
221	014	第3	4	—	—	—	—	「その一定割合が施設・設備整備の進捗に応じて支払われ」とありますが、一定の割合とはどの程度を想定されていますか？	(質問No.219参照)
222	014	第3	4	—	—	—	—	「初期投資に要する費用のうち地方債を財源とする施設・設備整備費については、その一定割合が施設・設備整備の(後略)」とありますが、現時点での地方債発行額予定をご教示願えませんでしょうか。また、「一定割合」とは何%を想定されておりますでしょうか。	(質問No.219参照)
223	014	第3	4	—	—	—	—	固定費であって初期投資に要する費用のうち、一定割合が整備の進捗に応じて支払われるとありますが、一定の割合が何%なのかについては、入札説明書において明示されるのでしょうか。また、現段階で既にお考えがお決まりのようでしたらご教授願えないでしょうか。	(質問No.219参照)
224	014	第3	4	—	—	—	—	「施設・設備整備費については、その一定割合が施設・設備整備の進捗に応じて支払われ」とありますが、一定割合とは何割程度となる予定でしょうか？資金調達額の概算額を把握する意味でもご教示いただきたいと考えております。	(質問No.219参照)
225	014	第3	4	—	—	—	—	「その一定割合が施設・設備整備の進捗に応じて支払われ」となっていますが、決定する基準、根拠などについてどうしてお考えでしょうか。	(質問No.219参照)
226	014	第3	4	—	—	—	—	「施設・設備整備費については、その一定割合が施設・設備整備の進捗に応じて支払われ、…」とありますが、「残りの初期投資に要する費用」、即ち民間事業者が調達すべき金額の目処については、いつ公表される予定でしょうか？	(質問No.219参照)
227	014	第3	4	—	—	—	—	「施設・設備整備費については、その一定割合が施設・設備整備の進捗に応じて支払われ」とありますが、施設・設備整備費はモニタリングの減額対象外との認識でよろしいでしょうか？	サービス対価の減額の範囲については、入札公告時にお示しいたします。
228	014	第3	4	—	—	—	—	5ページに示されている各施設整備状況では、本事業における施設の供用開始(予定)は平成21年2月から平成26年3月までと長期にわたっております。各施設のサービス対価の支払いにおいて分割支払いとする場合の基準金利の確定時期ならびに分割支払い回数等について、現時点での基本的な考え方をご教示下さい。	詳細は入札公告時にお示しいたしますが、官民双方に過度な負担が生じないように考えています。
229	014	第3	4	—	—	—	—	サービス対価支払いは、施設整備費の一部については、初期投資以外の固定費及び変動費と共に維持管理・運営期間にわたり分割で支払われることになっております。モニタリングの結果、要求水準を満たさなかった場合に、サービス対価の減額措置をとることができることになっておりますが、このサービス対価は、初期投資以外の固定費及び変動費のみであって、初期投資額(すなわち割賦元本)は対象にならないと考えてよろしいでしょうか。	(質問No.227参照)
230	014	第3	4	—	—	—	—	施設・設備整備費については全てが地方債を財源とするわけではなく、地方債を財源としない部分については事業者に対して維持管理・運営期間にわたり分割して支払われる、との理解でよろしいでしょうか。	(質問No.219及び228参照)

N o	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
231	015	第4	1	—	—	—	—	標榜診療時間は現在とおなじと考えてよろしいでしょうか	現時点では、ご理解のとおりです。
232	015	第4	1	—	—	—	—	診療科毎の見込み外来患者数は公表いただけませんか。	現状の外来患者数を入札公告時までにお示しします。
233	015	第4	1	—	—	—	—	整備対象施設は、一団地認定を前提にした施設設計を行うことと理解してよろしいでしょうか。	一団地認定の必要はありません。
234	015	第4	4	—	—	—	—	本館の地下駐車場はそのまま使用することになるようですが、これまでの修繕状況などをお示してください。	本院の地下は機械室、厨房等です。本事業では、本院は2号館、3号館改修後解体し、平面及び地下駐車場として整備する計画です。
235	016	第6	2	—	—	—	—	1項の事業者の債務不履行の場合と異なり、(3)にあたる条件記載が2項では御座いませんが、貴県の債務不履行の場合は次の事業者に引き継がれるまでの実施体制構築と維持の義務は無いという理解でよろしいのでしょうか。	ご指摘の事業者側の義務については、入札公告時までにお示しいたします。
236	016	第7	2	—	—	—	—	「県は、本事業に関して、事業者に対する補助、出資及び債務保証等の支援は行わない」とありますが、それとは別に、県が申請する建設・運営に関して予定されている各種国庫補助金としてはどのようなものがあるのでしょうか。	政策医療として当然受けるべき補助金は申請する予定ですが、本事業には直接関係ありません。
237	017	第8	1	—	—	—	—	PSCは特定事業選定時に公表していただけるのでしょうか。	特定事業選定時において、PSCを公表する予定はありません。
238	019	別紙2	—	—	⑤	ア	—	県立中央病院の理念と基本方針等におけます、(ア)理念、(イ)基本方針、(ウ)患者さんの権利と責務は、現在(ホームページに記載)の中央病院の内容と同様と見受けられます。本事業期間または、将来において変更、削除、追加等ございましたらお教えください。	ご指摘の内容については、昨年度に見直しを行ったところであり、必要に応じて今後も見直しを検討することになります。なお、変更があった場合は、速やかにHP上に反映させますので、ご確認下さい。
239	020	別紙2	—	—	⑤	イ	(ア)	「診療科のユニット化を進め」とありますが、応募までの間に今後公表される資料中に具体的な診療ユニットが提示されると考えてよろしいでしょうか。	別紙5.(2)①「臓器・疾病群別のユニット化」に記載の表をご参照下さい。
240	021	別紙3	3	建替え 手順 のイ メージ	—	—	—	【ステップ3】現立体駐車場の解体に伴い、来院者の駐車スペースが不足した場合には、県にて対応していただくという理解でよろしいでしょうか。	入札公告時までにご考え方を示させていただきます。
241	021	別紙3	—	—	—	—	—	建て替え手順のイメージにおいて、各ステップ時に確保すべき最低駐車台数の目処をご教示下さい。	入札公告時までにご考え方を示させていただきます。
242	022	別紙3	—	—	—	—	—	建替え手順のイメージの中に、「※あくまでも建替えのイメージであり、施設形状、面積、建替え手順等を制約するものではない。」と記述されていますが、既存施設に対する瑕疵リスクを回避するため、事業者側提案が要求水準書を満足した場合、既存施設(4号館を除く)の一部または全て解体する提案も可能と解釈してよろしいでしょうか。また、実施方針に記述されています「県民医療の確保のため、工事中においては、入院・外来機能を維持しつつ、建替えを実施」が民間事業者に求められるものの内、最優先事項と解釈してよろしいでしょうか。工事中の留意点として、医療の確保や患者様の動線確保は必然であり優先事項と考えておりますが、県または病院側が業務委託している運営業務(一部委託業務?)の工事中における業務内容は民間事業者の提案により変更をやむなくされた場合、運営業務の変更は可能と考えてよろしいでしょうか。また、変更可能な場合、そのリスク分担保はどのようにお考えでしょうか。	入札公告時まで、施設に関する要求水準書(案)を公表しますので、ご参照下さい。  「県民医療の確保のため、工事中においては、入院・外来機能を維持しつつ、建替えを実施」は、当然事業者において達成されるべき重要事項ですが、「外来・入院患者の安全確保」等、他にも同様に優先すべき重要事項があります。入札公告時まで、施設に関する要求水準書(案)を公表しますので、ご参照下さい。  現状の委託業務の内容変更を必要とする事業者提案については、当該委託業務の確実な履行に支障がなく、かつ委託費の増加を要しない範囲において、対応を検討することは考えられます。ただし、具体的な変更内容等が明らかでない状況において、明確なお答えをすることはできません。
243	023	別紙4	—	—	—	—	—	リスク分担保は入札説明書公表時に改めて公表される予定ですか。	公表することを予定しています。

N o	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
244	023	別紙4	—	—	—	—	—	事業契約締結は議会承認が必要となると思いますが、参加資格要件の喪失以外の事由による議会不承認リスクは貴県で負って頂けるのでしょうか。	PFI法施行令の規定に従い、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条第一項の規定の適用があるものの業務に関するものに該当するため、本事業の契約締結において議会の議決は必要としません。別紙4.リスク分担表(案)欄外※1をご参照下さい。
245	023	別紙4	—	—	—	—	No.9	共通リスク/法令変更リスク(9) 医療制度改革による薬価等の改訂も本事業に直接関係する法令に含まれるのでしょうか。	薬価の改定等への対応については、別途入札公告においてお示しいたします。別紙4.リスク分担表(案)欄外※2をご参照下さい。
246	023	別紙4	—	—	—	—	No.9	リスク分担表案 法令変更リスク9 診療報酬に伴う施設基準の改定が生じた場合は、県側リスクに含まれると考えて宜しいでしょうか。	施設基準の改定に対応するために要する合理的な追加費用については、県が負担することを想定しています。詳細は入札公告においてお示しいたします。
247	023	別紙4	—	—	—	—	No.9	法令変更による医療制度改革による薬価等の改訂も含まれると考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	(質問No.245参照)
248	023	別紙4	—	—	—	—	No.10	法令変更リスク#10 上記以外の法令(税制度を除く)の変更、新設に伴うリスク とありますが、法令変更のリスクが事業者となっている理由をご教示下さい。	ご質問の内容のリスクについては、県側の負担とした場合、事業者による法令変更に係る増加費用等の抑制インセンティブがなくなると考えています。また、本事業に関わらず広く一般の事業活動において、常に法令変更は民間が直面するリスクであり、事業者においてもリスクを負担することは過度の負担ではないと考えています。
249	023	別紙4	—	—	—	—	No.11	共通リスク/税制度変更リスク(11) 事業者負担の「(その他)」は、具体的にどのような税を想定されていますでしょうか？	事業者の資産保有に係る固定資産税等を想定しています。
250	023	別紙4	—	—	—	—	No.11	事業者負担となる「(その他)」とは、リスクの内容に照らして「資産保有等に係る税制度」と読み取れますが、BTO方式の場合県ご負担が適当と考えられますため、ご再考願えませんでしょうか。またその他「資産保有等」の具体的な想定につきご教示ください。	BTO方式であることに関わらず、本事業を実施するにあたり、事業者が所有する資産に係る固定資産税等を想定しています。リスク分担の変更は考えておりません。
251	023	別紙4	—	—	—	—	No.11-13	税制度変更リスクについては、事業者としてはリスク管理上、限界があることから、いずれも全て県が負担するか、又は一定額までを事業者が負担し、当該一定額を超えた場合には県が負担すべきであると考えますが、いかがでしょうか。	ご指摘を踏まえ、県と事業者の協議とする場合がある旨をリスク分担表に明記することで検討します。修正したリスク分担表を入札公告時に公表する予定です。(以下、文案)「税制度リスクにより、事業者において過度な追加費用の負担が生じ、明らかに事業の継続性に支障をきたすと認める場合には、協議とする。」
252	023	別紙4	—	—	—	—	No.11 No.12	別紙4 共通リスク 税制度変更リスク 11、12 新設に伴うリスクは、事業者側負担となっておりますが、新税制が設置される際、負担区分については、県とご協議の上決定するという形に変更できないでしょうか。	(質問No.251参照)

N o	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
253	025	別紙4	—	—	—	—	No.14 他	<p>許認可取得リスク(14, 15)、債務不履行リスク(22)、要求水準未達リスク(31, 32)、測量・調査リスク(34)、設計リスク(36, 37)、医療機器・備品等移管リスク(41, 42)、解体撤去リスク(43, 44)、委託費支払遅延・不能リスク(56)、運営コストリスク(65, 66)、事故リスク(67, 68)、調達リスクに係る需要変動リスク(72, 73)、納品遅延リスク(77, 78)、については、先ず県について帰責性に応じたご負担を限定し、それ以外は全て事業者負担という構造になっていますが、官民の適切なリスク分担という観点から、施設劣化リスク(58, 59)同様、先ず事業者について帰責性に応じた負担を限定し、それ以外は全て県のご負担とするか、若しくは開院遅延リスク(38, 39, 40)、初期投資費リスク(47, 48, 49)同様、県と事業者夫々に帰責性に応じた負担を限定し、それ以外は全て県のご負担とする様、変更をお願いできないでしょうか。</p>	<p>下記のリスクについては、リスク分担の変更は考えていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許認可取得リスク(14, 15)</li> <li>・債務不履行リスク(22)</li> <li>・要求水準未達リスク(31, 32)</li> <li>・測量・調査リスク(34)</li> <li>・設計リスク(36, 37)</li> <li>・医療機器・備品等移管リスク(41, 42)</li> <li>・解体撤去リスク(43, 44)</li> <li>・委託費支払遅延・不能リスク(56)</li> <li>・運営コストリスク(65, 66)</li> <li>・調達リスクに係る需要変動リスク(72, 73)</li> <li>・納品遅延リスク(77, 78)</li> </ul> <p>なお、共通リスクとして明示している政策リスク(8)、法令変更リスク(9, 10)、税制度変更リスク(11, 12)及び不可抗力リスク(23)等に起因する場合には、それぞれ該当(起因)する項目のリスク分担に従うこととなります。</p> <p>また、調達リスクに係る需要変動リスク(72, 73)については、基本的には県の指示(責)に帰すべき事由により調達品の需要が決定すると考えています。</p> <p>下記リスクについては、ご指摘を踏まえ検討いたします。</p> <p>事故リスク(67, 68)</p>
254	023	別紙4	—	—	—	—	No.14 No.15	<p>リスク分担表案 許認可取得リスクにある、取得すべき許認可の内容をお示ください。</p>	<p>関係法令を遵守し、かつ事業者の提案内容に従って必要な許認可を取得して下さい。県として特に明示すべき許認可事項等がある場合は、入札公告時までにお示しいたします。</p>
255	023	別紙4	15	—	—	—	No.15	<p>帰責事由が県または事業者という想定であれば、「上記以外の事由」を「事業者の責に帰すべき事由」へ変更されるのが適当と考えますがいかがでしょうか。</p>	<p>許認可取得の過程における各関係主体の不備による許認可取得遅延も想定されます。リスク分担の変更は考えていません。</p>
256	023	別紙4	—	—	—	—	No.15	<p>事業者負担は事業者帰責に限定していただけますでしょうか。</p>	<p>(質問No.253参照)</p>
257	023	別紙4	—	—	—	—	No.16	<p>県の指示を受けて事業者が行った業務に起因するリスクについては県側の負担との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>「事業者が行う業務に起因する」とは、事業者による業務方法等に起因するものとして示しています。</p> <p>当該業務を行うこと自体に起因し、それが県の指示によるものである場合は、「上記以外に起因するリスク」となります。</p> <p>従って、県の指示に基づき事業者が行った業務であり、かつ当該リスクが明らかに県の指示自体に起因するもの(事業者が実施した業務方法に明らかに起因しないもの)の場合は、ご理解のとおりと考えています。</p>
258	023	別紙4	—	—	—	—	No.16	<p>リスク分担表案 住民対応リスク16において、p3 (8)事業内容②病院施設等の整備業務オ、カに記載された 周辺影響調査、電波対策調査および対策業務は、事業者が行う業務に起因すると考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>(質問No.257参照)</p>
259	023	別紙4	—	—	—	—	No.16	<p>共通リスク/住民対応リスク(16) 住民対応に関しては、事業者が行う業務に起因していても、事業者のみで対応することが困難なことも想定されるため、その際には県もご協力頂けますでしょうか？</p>	<p>県が必要かつ可能な範囲において、協力することは当然のことと考えています。</p>
260	023	別紙4	—	—	—	—	No.16 No.18 No.20	<p>別紙4 共通リスク 住民対応リスク等 16、18、20 直接対応窓口は、SPCとの認識でよろしいですか。</p>	<p>SPCにおいても対応窓口の明確化は求めますが、その上で県と協同して対応していくものと考えています。</p>

No	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
261	023	別紙4	—	—	—	—	No.18	別紙4 共通リスク 第三者賠償リスク 18 SPCによる損害賠償の上限を定めていただける のでしょうか。	ご質問の上限を定めることは考えていません。 金額に関わらず、あくまで該当する第三者賠償リ スクは事業者の負担となりますので、効果的な リスク管理方策をご検討願います。
262	023	別紙4	—	—	—	—	No.18	県の指示を受けて事業者が行った業務に起因 するリスクについては県側の負担との理解でよ ろしいでしょうか。	(質問No.257参照)
263	023	別紙4	—	—	—	—	No.20	県の指示を受けて事業者が行った業務に起因 するリスクについては県側の負担との理解でよ ろしいでしょうか。	(質問No.257参照)
264	023	別紙4	—	—	—	—	No.22	事業者負担は事業者帰責に限定していただ けませんか。	(質問No.253参照)
265	023	別紙4	—	—	—	—	No.22	帰責事由が県または事業者という想定であ れば、「上記以外の事由」を「事業者の責に帰す べき事由」へ変更されるのが適当と考えます がいかがでしょうか。	(質問No.253参照)
266	023	別紙4	—	—	—	—	No.23	別紙4 共通リスク 不可抗力リスク 23 事 業者による従分担は、どの程度の割合で負う もの でしょうか。また、このリスクを負う場合、事 業者としてはコスト増が考えられます。事 業者に分担のないよう変更を検討いただけ ないでしょうか。	不可抗力リスクの分担の詳細は入札公告時 までにお示しいたします。 ただし、不可抗力リスクを全て県が負う ことは考えていません。
267	023	別紙4	—	—	—	—	No.23	注釈※3に不可抗力に起因する増加費用の 負担については、一定割合は事業者が負 う、とありますが、一定割合とはどの程度 を想定されていますか。	(質問No.266参照)
268	023	別紙4	—	—	—	—	No.23	共通リスク／不可抗力リスク(23) 事業者の従分担に関し、具体的にはどの ような項目を想定されていますか。	(質問No.266参照)
269	023	別紙4	—	—	—	—	No.23	共通リスク／不可抗力リスク(23) 不可抗力の決定基準／範囲は、どのよう に想定されていますか？県・事業者双方 の責に帰さないリスクに関しても、不可 抗力と判断して頂けるとの理解で宜しい でしょうか。	(質問No.266参照)
270	025	別紙4	—	—	—	—	No.23	不可抗力リスクについて、事業者負担と なる一定割合について、具体的な お考え／数値をお示し下さい。	(質問No.266参照)
271	023	別紙4	—	—	—	—	No.24	法令変更リスク#24 開院までの工事費 等にかかわる物価変動リスク とあり ますが設計・建設期間が6年間あり、 その間の物価変動リスクは全て事 業者という理由をご教示下さい。	設計・建設期間に要する費用に係るサ ービス対価の支払方法を 提案し、事業者のリスク負担と することが過度の負担ではないと考 えています。 詳細なサービス対価の支払方法は 入札公告時までにお示しいた します。
272	023	別紙4	—	—	—	—	No.25	物価変動リスクで事業者が負担する 予め合意した価格改定条項に、 具体的なご検討項目はござい ますでしょうか。ご教示下さい。	物価変動リスクの詳細は入札公告 時にお示しいたします。
273	023	別紙4	—	—	—	—	No.25	別紙4 共通リスク 物価変動リスク 25 開院後の物価変動リスクにおいて※4 に「一定幅を基準にサービス対価の見 直しを行う」とありますが、状況に 応じてサービス対価の交渉が可能 と考えてよろしいでしょうか。	質問No.272をご参照下さい。 なお、物価変動リスクについて「 交渉」を行うことは考えていま せん。
274	023	別紙4	—	—	—	—	No.25	注釈※4に変動の一定幅を基準にサ ービス対価の見直しとありますが、 一定幅とはどの程度を想定されて いますか。	(質問No.272参照)

N o	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
275	023	別紙4	—	—	—	—	No.25	物価変動リスクには、電気・ガス・水道などの価格変動も含まれますか。	物価変動リスクの詳細は入札公告時にお示いたしますが、現時点では、光熱水費を特出して価格変動を考慮することは考えていません。なお、主たる光熱水費については、県が負担することで検討を進めています。
276	023	別紙4	—	—	—	—	No.26 ～27	金利固定日、期間等の表記がございましたが、金利の設定スキームについてご教示ください。	入札公告時までにお示いたします。
277	025	別紙4	—	—	—	—	No.27	金利固定期間の定義をお示し下さい。	(質問No.276参照)
278	024	別紙4	—	—	—	—	No.32	改修工事中、病院を運営しながらの工事はさまざまな要因による不具合等が生じる可能性があります。その場合、要求水準を達成できないリスクについては、県と事業者間による協議とさせていただきますでしょうか。	ご指摘のとおり、特に改修工事においてはさまざまな不具合等が生じる可能性が比較的高いことから、県として必要な協力は行うことを考えています。ただし、あくまで要求水準未達と判断された場合のリスク分担を変更することは考えていません。
279	024	別紙4	—	—	—	—	No.32	事業者負担は事業者帰責に限定していただけますでしょうか。	(質問No.253参照)
280	024	別紙4	—	—	—	—	No.34- 53	No.36～49について、開院遅延リスク(No.38～40)、初期投資リスク(No.47～49)と同様に、県の責に帰すべき事由・・・、事業者の責に帰すべき事由・・・、上記以外の事由の、3つのケースに分け、それぞれ、県、事業者、県がリスクを負担するようお願いいたします。項目により事業者リスク負担が不明確で、事業者が管理できないリスクが含まれると考えられるためです。	(質問No.253参照)
281	024	別紙4	—	—	—	—	No.34	事前調査には、どのような項目が含まれますか。	公表資料等を踏まえた上で、事業者において必要な調査を行って下さい。
282	024	別紙4	—	—	—	—	No.35	用地リスクでは、埋蔵文化財調査などが発生したことによる工期が延長された場合なども含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
283	024	別紙4	—	—	—	—	No.36	リスク分担表案 設計リスク36に記載された設計変更により必要となる、確認申請変更手続きや申請費用などの諸費用も本リスクに含まれると考えて宜しいでしょうか。	県が合理的な理由と認める場合には追加費用を負担します。
284	024	別紙4	—	—	—	—	No.42	事業者負担は事業者帰責に限定していただけますでしょうか。	(質問No.253参照)
285	024	別紙4	—	—	—	—	No.43	既存建物に使用されているアスベストの場所・量をご提示ください。	(質問No.046参照)
286	024	別紙4	—	—	—	—	No.44	解体撤去リスクとは解体撤去にかかるどのようなリスクでしょうか。	解体撤去に伴い発生する事故等を想定していません。
287	024	別紙4	—	—	—	—	No.44	事業者負担は事業者帰責に限定していただけますでしょうか。	(質問No.253参照)
288	024	別紙4	—	—	—	—	No.50	瑕疵期間を明示してください。	入札公告時までにお示いたします。
289	023	別紙4	—	—	—	—	No.50	施設瑕疵リスクにおいて、事業者による改修工事に起因するものか、それ以外に起因するかどうかの証明責任は事業者にあるのでしょうか。それとも原因に関し貴県と協議のうえで定めるのでしょうか。	事業者による説明をもとに、県との協議によるものと考えます。
290	024	別紙4	—	—	—	—	No.52	改修工事において、既設建物・設備等の瑕疵が元施工に由来するものについて、元施工者と事業者とのリスク負担についての考え方について、ご教示ください。	(質問No.289参照)

N o	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
291	025	別紙4	—	—	—	—	No.61	事業者負担は事業者帰責に限定していただけますでしょうか。	実施方針にお示しするとおりとします。
292	023	別紙4	—	—	—	—	No.62、63	維持管理リスク施設損傷リスクに関し、注釈(※5)に示す「管理者の管理義務の懈怠」について、具体的に想定しているものはどのようなものか、ご教示ください。	例えば、必要な警備業務を行わなかったことに起因する事故等の結果生じた施設損傷等を想定しています。
293	025	別紙4	—	—	—	—	No.64	運営リスク/需要変動リスク(64)事業者が従分担となっておりますが、どのようなリスク負担を想定されていますでしょうか？	欄外※6に示すように単価契約による従分担等を想定しています。
294	025	別紙4	64	—	—	—	No.64	需要変動リスクには、水光熱費の変動も含まれると考えてよろしいでしょうか。	事業者が負担する光熱水費については、ご理解のとおりです。
295	025	別紙4	64	—	—	—	No.64	患者数の増減による需要変動については、事業者側では管理できないリスクであると思われるので、県の負担としていただきたく願います。	実施方針にお示しするとおりとします。事業者においては、単価契約の場合等を勘案し、従分担をしていただくことは可能と考えています。
296	025	別紙4	—	—	—	—	No.66	事業者負担は事業者帰責に限定していただけますでしょうか。	(質問No.253参照)
297	025	別紙4	66	—	—	—	No.66	事業者の責に帰すべき事由は事業者の負担とし、上記(県または事業者の責)以外は協議ということで欄を一行増やすことが適切と考えますが如何でしょうか。	(質問No.253参照)
298	025	別紙4	68	—	—	—	No.68	事業者の責に帰すべき事由は事業者の負担とし、上記(県または事業者の責)以外は協議ということで欄を一行増やすことが適切と考えますが如何でしょうか。	(質問No.253参照)
299	025	別紙4	—	—	—	—	No.68	事業者負担は事業者帰責に限定していただけますでしょうか。	(質問No.253参照)
300	025	別紙4	—	—	—	—	No.69	利便施設の運営は利用者変動(病院経営)に大きく左右されます。利用者増減によるリスクは事業者側となっておりますが、一定基準によるリスク分担は可能でしょうか。	リスク分担の変更は考えていませんが、一定期間ごとにメニュー料金等の各種料金や利便施設の運営業務内容等について見直しの機会を設けることは考えています。詳細は、入札公告時までにお示しいたします。
301	025	別紙4	—	—	—	—	No.69	別紙4 運営リスク 利便施設運営業務に係るリスク 69 事業者リスクとなっておりますが、将来的に病院機能の縮小を行った場合等、県の経営判断による利用者数の減少については、県においてもリスク負担を検討していただけないでしょうか。	(質問No.300参照)
302	025	別紙4	72 73	—	—	—	No.72 No.73	サービス対価を単価契約と想定されているようですが、数量カウント可能な業務は単価×数量として単純に需要増に対する収入が算定できますが、数量カウントの難しい業務(医療事務や医療補助、情報管理、施設維持管理のようなサービスを主とした業務)については配置人員の増員ではなく、配置人員への負担増によって需要増への対応を強いられる傾向があります。数量カウントの難しい業務については、需要を外来患者数・入院患者数で数値化する策を検討していただけないでしょうか。	当該リスク分担は、あくまで調達業務に係るものとして示しています。なお、単価契約とすることをはじめ、サービス対価の支払方法については十分に検討を行い、入札公告時までにお示しいたします。
303	025	別紙4	73	—	—	—	No.73	事業者の責に帰すべき事由は事業者の負担とし、上記(県または事業者の責)以外は協議ということで欄を一行増やすことが適切と考えますが如何でしょうか。	(質問No.253参照)
304	025	別紙4	—	—	—	—	No.74	提案時から据付時点までの医療機器の陳腐化リスクは事業者がとるリスクとしては大きく、コスト増大につながる懸念ありと考えますが、いかがでしょうか。	(質問No.053参照)

N o	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
305	025	別紙4	—	—	—	—	No.74	調達リスク／陳腐化リスク(74) 県との協議により購入品目を決定してから、機器据付までの当該機器の陳腐化リスクは、県で負担頂けないでしょうか？	(質問No.053参照)
306	025	別紙4	—	—	—	—	No.74	医療機器の技術水準については、最低レベルが要求水準で示され、それと同等または上回る提案について評価がなされるものであると考えております。従って、提案時から据付時点までの期間であっても、陳腐化による機器の変更は要求水準の変更であり、当該リスクは県が負担すべきではないでしょうか？	(質問No.053参照)
307	025	別紙4	—	—	—	—	No.74	「調達リスク」の「陳腐化リスク」について。事業者提案、平成19年7月から、最終の据付が想定される平成25年1月までを考えると最大約5年半の期間が予想されます。その間、当然新しい機器・診療について発売・発表されることが予想されますが、「陳腐化」とは具体的にどのような内容を示しているのでしょうか。	(質問No.053参照)
308	025	別紙4	—	—	—	—	No.74	陳腐化リスク(医療機器の初期調達)が事業者負担となっていますが、「陳腐化」とは、提案時の医療機器が購入・据付時において製造中止になっていること、又は同製品のバージョンアップが登场していること、と理解してよろしいでしょうか。	陳腐化リスクについては、ご理解の内容も含まれるものと考えています。 詳細については、調達業務に関する要求水準書(案)を公表しますので、ご参照下さい。
309	025	別紙4	第3、 2(2)関 係	—	—	—	No.74	当該箇所に記載されている、医療機器の技術水準とはどのようなものでしょうか。又、本項目に於ける事業者側のリスクについて、例を上げて言うならば次のようなことなのでしょうか。「提案時に最新鋭機種を想定したが、据付時に事業者側予想外の最新鋭機種が登場し病院側がその機器の導入を望んだ場合、調達コストアップ、発注後の機種変更リスクは事業者側である。」	(質問No.308参照)
310	025	別紙4	—	—	—	—	No.78	事業者負担は事業者帰責に限定していただけませんかでしょうか。	(質問No.253参照)
311	025	別紙4	—	—	—	—	No.79	別紙4 移管リスク 移管手続リスク 79 事業者のリスクとなっておりますが、手続きの遅延等によって業務が延びてしまった場合に県に負担していただけるのでしょうか。	ご指摘を踏まえ、検討いたします。
312	025	別紙4	—	—	—	—	No.80	事業者負担は事業者帰責に限定していただけませんかでしょうか。	ご指摘を踏まえ、検討いたします。
313	025	別紙4	—	—	—	—	欄外 ※3	被害抑制インセンティブの内容についてご教示ください。	施設の耐震性能の向上や、避難誘導等への積極的な対応等、不可抗力に起因して生じる増加費用の抑制方策を想定しています。
314	025	別紙4	—	—	—	—	欄外 ※3	不可抗力リスク分担は、被害抑制インセンティブの付与も考慮し、一定割合は事業者が負うとありますが、「その一定割合」とは具体的にどの程度を想定しているのでしょうか。	(質問No.266参照)
315	025	別紙4	—	—	—	—	—	医療機器設置から開院までの間に医療機器が陳腐化するリスクについての記載がありませんが、当該リスクについては事業者負担ではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
316	025	別紙4	—	—	—	—	—	医療情報システムの調達は全て県とのことですので、医療情報システムの停止リスクも全て県という理解でよろしいでしょうか。	事業者の責に帰すべき事由でない限り(当該システムの瑕疵等)においては、県が当該リスクを負担します。

N o	ページ	章	項	項目 ( )	番号○	項目 (カタカナ)	その他	質 問	回 答
317	026	別紙5	—	(1)	—	—	—	診療科ユニットには、救急や産科等が含まれておりませんが、診療科ユニットと救命救急センター・総合周産期センターとは具体的にどのような関係になっているのでしょうか。	各ユニットがそれぞれ一つのチームとして臓器・疾病群別に対応するだけでなく、救命救急センターや総合周産期母子医療センターと総合的、有機的に連携し、より高度な救急医療体制、周産期医療体制の充実を図ります。
318	026	別紙5	—	(1)	—	—	—	近年の医療行政の動向を鑑みますと、将来的には入院日数の短縮や病床数の減少、地域医療による診療科の増減など不確定要素が多く存在すると思われまます。20年間の事業計画を立てるにあたり、県が想定している当該病院の将来像を参考としてご提示いただけますでしょうか。	将来像については、公表資料「建替えの基本的な考え」に記載のとおりであり、また、その基礎データについては、同じ資料中の基礎調査編に示しています。 なお、将来のダウンサイジングに関しては質問No.004をご参照下さい。
319	026	別紙5	—	(1)	—	—	—	平均在院日数の短縮や病床利用率の維持については病院主体で実施されるものとし、万一達成されなかった場合にもSPCへリスク負担は求められないものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、SPCには病院経営支援機能を求めていますので、効果的な支援の実施を期待します。 入札公告時まで、統括マネジメント業務に関する要求水準書(案)を公表しますので、ご参照下さい。
320	027	別紙5	—	(2)	②	—	—	「小児医療などを包含した成育医療の整備・充実」とありますが、キャリアオーバー医療等も視野にいれているのでしょうか。	ご理解のとおりです。 現在も相当数が小児科にて継続治療されています。
321	027	別紙5	—	(2)	③	—	—	「救命ICU、新本院ICU、手術室等を同一フロアに設ける」とありますが、救命救急センターの初療室から救命ICUへはエレベーター搬送でもよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
322	027	別紙5	—	(2)	④	—	—	「ライフラインの確保」について、災害時における「電気」「水」「通信」の確保が要求されていますが、より具体的な内容について、ご教示ください。	入札公告時までにお示しする予定です。
323	027	別紙5	—	(2)	④	—	—	免震構造等を採用することになっておりますが、本館のみという理解でよろしいでしょうか。また、免震層はどのフロアでもよいと理解してよろしいでしょうか。	現時点では、本館のみを想定しています。詳細については、入札公告時まで、施設に関する要求水準書(案)を公表しますので、ご参照下さい。
324	027	別紙5	—	(2)	④	—	—	免震構造を採用し、重要度係数1.5を考慮した耐震設計とありますが、対象となる建物は1号館のみと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時まで、施設に関する要求水準書(案)を公表しますので、ご参照下さい。
325	027	別紙5	—	(2)	④	—	—	免震構造を採用し、重要度係数1.5を考慮した耐震設計とありますが、重要度係数1.5を満たすことを条件に制震構造の採用を検討することは可能でしょうか。	免震構造であることを求めます。
326	028	別紙5	—	(3)	—	—	—	「患者が待ち時間の分かるシステムの導入」とありますが、システムの選定、導入、運用、メンテナンスについては事業範囲となる予定でしょうか。	事業範囲外とし、県で整備します。 なお、当該システムについて、事業者から効果的な提案を受けることは期待します。
327	028	別紙5	—	(3)	—	—	—	「個室的多床室を採用し」とありますが、入院患者の固有の空間に配慮した上で個室的多床室を採用しなかった場合には減点対象となるのでしょうか。	新病院では入院患者の療養環境を重視して個室的多床室を考えています。患者の療養環境(固有の空間、明るさ等)と、LCC(建設・メンテナンスコスト等)にも配慮したうえで、患者のアメニティの充実に適した新しいアイデアは提出していただきたいと思います。 本県が求める個室的多床室の要件につきましては、入札公告時まで、施設に関する要求水準書(案)を公表しますので、ご参照下さい。
328	—	—	—	—	—	—	—	既存の病院について、過去3年間の委託業務の企業名と入札金額をご提示いただけますでしょうか。	入札公告時までにお示しする方向で検討いたします。